

平成22年
第2回

定例会会議録

平成22年10月29日 開会
平成22年10月29日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成 22 年第 2 回 東京たま広域資源
循環組合議会定例会会議録

目 次

| | |
|--|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 職務のため出席した者 | 2 |
| 開会 | 3 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 管理者報告 | 5 |
| 議案第 4 号 平成 21 年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出 決算の認定について | 36 |
| 議案第 5 号 平成 22 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算 (第 1 号) | 49 |
| 議案第 6 号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例 | 51 |
| 議案第 7 号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例 | 51 |
| 議員提出議案第 1 号 東京たま広域資源循環組合の業務の安全に関する 信頼性を回復させるための決議 | 54 |
| 閉会 | 69 |

平成 2 2 年 第 2 回 東京たま広域資源
循環組合議会定例会議事日程

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日 (金)

午 後 1 時 3 0 分

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 管理者報告

日程第 5 議案第 4 号

平成 2 1 年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第 5 号

平成 2 2 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 7 議案第 6 号

東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7 号

東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 1 議員提出議案第 1 号

東京たま広域資源循環組合の業務の安全に関する信頼性を回復させるための決議

出席議員

| | | | |
|------|-----------|------|----------|
| 第1番 | 水野 淳 君 | 第2番 | 岩元 喜代子 君 |
| 第3番 | 与座 武 君 | 第4番 | 吉野 和之 君 |
| 第5番 | 山井 正作 君 | 第6番 | 市川 一徳 君 |
| 第7番 | 友清 節子 君 | 第8番 | 小林 市之 君 |
| 第9番 | おく 栄一 君 | 第10番 | 森戸 洋子 君 |
| 第11番 | 斉藤 一夫 君 | 第12番 | 古賀 壮志 君 |
| 第13番 | 熊木 敏己 君 | 第14番 | 木村 徳 君 |
| 第15番 | 石塚 陽一 君 | 第16番 | 小野沢 久 君 |
| 第17番 | 佐々木 貴史 君 | 第18番 | 関田 正民 君 |
| 第19番 | 渋谷 のぶゆき 君 | 第20番 | 桜木 善生 君 |
| 第21番 | 天目石 要一郎 君 | 第22番 | 小林 憲一 君 |
| 第23番 | 荒井 健 君 | 第24番 | 露木 諒一 君 |
| 第25番 | 大塚 光男 君 | 第26番 | 近藤 浩 君 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | |
|------------|---------|---------|---------|
| 管理者 | 石川 良一 君 | 副管理者 | 竹内 俊夫 君 |
| 副管理者 | 黒須 隆一 君 | | |
| 事務局長 | 桜井 政人 君 | 総務課長 | 内田 宏康 君 |
| 参事兼事業課長 | 土岐 道夫 君 | 参事兼環境課長 | 北田 真吾 君 |
| 参事兼企画調整課長 | 松村 一秀 君 | 管理センター長 | 志田 雄一 君 |
| エコセメント担当参事 | 保泉 正雄 君 | 会計管理者 | 羽賀 直樹 君 |

職務のため出席した者

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 書記 | 川上 吉晴 君 | 書記 | 飯田 洋 君 |
| 書記 | 永山 祐介 君 | 書記 | 相良 勝仁 君 |

平成22年第2回東京たま広域
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 平成22年10月29日（金）

午後1時30分

場 所 東京自治会館大会議室

午後1時26分開会

○議長（水野 淳君） 皆さん、こんにちは。定刻少し前でございますが、全員そろっておりますので、ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、4名の議員が今回の定例会より交代いたしましたので、ここで自己紹介をお願いいたします。

2番、立川市、岩元喜代子議員。

○2番（岩元 喜代子君） 皆様、こんにちは。今回改選になりまして、矢口元議員の後を受けまして、私、岩元喜代子が議員を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○議長（水野 淳君） 続きまして、6番、府中市、市川一徳議員。

6番（市川 一徳君） こんにちは。今年度、建設環境委員会の委員長を務めることになりました市川一徳でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（水野 淳君） ありがとうございます。

9番、町田市、おく栄一議員。

○9番（おく 栄一君） このたび、伊藤議員から引き継ぎまして、この会議に代表として参加させていただいております。一生懸命働いてまいりますので、よろしくお願いたします。町田のおく栄一でございます。よろしくお願いたします。

○議長（水野 淳君） ありがとうございます。

続きまして、12番、日野市、古賀壮志議員。

○12番（古賀 壮志君） 菅原議員より引き継ぎまして、本年3月より任期につかせていただいております古賀壮志でございます。よろしくお願いたします。

○議長（水野 淳君） ありがとうございます。

続きまして、幹部職員並びに会計管理者の異動がありましたので、事務局より新任職員を紹介させます。

事務局長、桜井君。

○事務局長（桜井 政人君） 事務局長の桜井でございます。本年7月16日付で就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

前回の定例会以降、異動のありました事務局職員を紹介いたします。

まず、4月1日付で管理センター長が横山から志田に代わっております。

○管理センター長（志田 雄一君） 志田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（桜井 政人君） 次に、7月16日付で参事兼環境課長が三田村から北田に代わっております。

○参事兼環境課長（北田 真吾） 北田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（桜井 政人君） 同じく参事兼企画調整課長が原島から松村に代わっております。

○参事兼企画調整課長（松村 一秀君） 松村と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局長（桜井 政人君） 次に、当組合の会計管理者でございますが、10月15日付で稲城市の高橋勝浩から、同じく稲城市の羽賀直樹に代わっておりますので、紹介をいたします。

○会計管理者（羽賀 直樹君） 羽賀でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（桜井 政人君） 以上でございます。

○議長（水野 淳君） ありがとうございます。

それでは、本日の会議を開きます。

〔日程第1〕諸般の報告

○議長（水野 淳君） 日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告は、指定の記者席から行うものとします。

記者の皆様のご協力をお願いいたします。

[日程第2]会議録署名議員の指名

○議長（水野 淳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第8番、小林市之議員、第18番、関田正民議員を指名いたします。

[日程第3]会期の決定

○議長（水野 淳君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[日程第4]管理者報告

○議長（水野 淳君） 日程第4、管理者報告を行います。

また、有害ごみ焼却試験による日の出町周辺環境への影響調査の結果と再発防止策について、あわせて報告願います。

なお、傍聴人は東京たま広域資源循環組合議会傍聴規則第2条第1項の規定により、組織団体の選挙権を有する住民に限られますが、組織団体の住民以外の方からの申出がありましたので、この議事の間のみ、同項ただし書きの規定により、議長の許可により入室を認めることといたします。

入室をお願いいたします。

[傍聴者入室]

○議長（水野 淳君） それでは、管理者報告を行います。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 平成22年第2回組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、組合議員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらずご参集いただきましてまことにありがとうございます。

本定例会は、平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定など、4件の議案につきましてご審議をお願いするものでございます。

ここで、私から、最近の当組合を取り巻く状況につきましてご報告させていただきます。

初めに、第4次廃棄物減容化基本計画についてでございます。

本計画は、本年7月に策定をいたしました。各組織団体の搬入配分量の設定や搬入曜日の指定等、今後の処分場運営の基本的事項を定めております。

また、焼却残さ、不燃物とも、平成27年度の搬入量、平成22年度比で10%減容するということが掲げております。

今後は、この計画に従い、処分場運営を進めてまいります。組織団体の皆様のご協力を賜りながら、ごみ搬入量を減量化し、さらにはエコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用に努め、二ツ塚処分場の延命化を進めてまいります。

次に、エコセメント化事業についてでございます。

エコセメント化施設は、平成18年7月の本格稼働以来、丸4年を経過することができました。これまで搬入焼却残さの全量をエコセメント化しており、平成21年度の実績では約11万トンのエコセメントを出荷いたしました。組織団体のご協力もございまして、多摩地域のさまざまな公共事業でエコセメントが使用されております。今後も、多摩地域におけるエコセメントの普及拡大に向けまして、より一層の取り組みを進めてまいります。

次に、環境関係についてでございます。

当組合では、従来から埋め立て終了後の処分場の自然回復に力を入れてまいりました。谷戸沢処分場内におきましては、当組合が保全しているオオムラサキの幼虫がサナギとなり、6月中旬から7月上旬にかけて順次羽化し、自然の中に飛び立っていく姿が見られました。

今後も、自然回復推進の一環として、この準絶滅品種でありますオオムラサキの保全活動に取り組んでまいります。

さて、今般の多摩川衛生組合が行いました乾電池及び蛍光管の焼却実験に関し、議員の皆様にご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことに対しまして、心よりおわびを申し上げます。

私は、今月の19日に当組合の水野議長に対しまして、日の出町及び地元自治会等と締結をしている公害防止協定の前提であります有害ごみの分別処理の原則に反して、本来、日の

出町に搬入されるべきでない焼却灰の搬入を防ぐことができなかったことについて責任を痛感し、管理者の職を辞する申出を行いました。

今回の焼却試験による日の出町周辺環境への影響調査の結果や再発防止策につきましては、この後、事務局長からご説明を申し上げます。

なお、昨日、日の出町議会に対しまして、この報告書の内容のご説明をいたしたところでございます。また、11月1日には、地元住民の方々にもご説明申し上げる予定となっております。今回の事案につきましては、今後も日の出町並びに日の出町住民の皆様に、誠心誠意ご説明申し上げ、ご理解を賜りますよう努めてまいる所存でございます。

また、私の後任といたしましては、11月9日付で八王子市の黒須市長が管理者となりますことをご報告申し上げます。

最後になりますが、組合といたしましては、引き続き職員一丸となって地域住民の皆様のご理解を賜りながら、処分場の安全な運転と維持管理に努めてまいります。

以上、甚だ簡単ではございますが、私からの報告並びにあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○議長（水野 淳君） 引き続き、事務局より説明を願います。

事務局長、桜井君。

○事務局長（桜井 政人君） 多摩川衛生組合による有害ごみ焼却試験による日の出町周辺環境への影響調査の結果及び再発防止策につきまして、多摩川衛生組合における有害ごみ焼却試験に関する報告書に基づき説明を申し上げます。

着席して説明をさせていただきます。

表紙を開いていただきますと目次がございます。

第Ⅰ章「今回の焼却試験に関する循環組合の見解」から第Ⅵ章「再発防止策」まで6章構成でございます。

添付資料といたしまして、3点の資料を添付してございます。

1ページをお開き願います。

「Ⅰ 今回の焼却試験に関する循環組合の見解」として、第1段落に今回の事実を、第2段落には、本来、日の出町に搬入されるべきではない焼却灰の搬入を防ぐことができなかったことについて、責任を痛感しており、そのことに対するおわび文を、第3段落には、焼却試験の焼却灰がエコセメント化施設に搬入されたことに起因する周辺環境への影響はなかったことを記述しております。

第4段落には、今回の事案の重大性にかんがみ、責任の所在を明確化するため、管理者はその職を辞することとしたこと、最後に、新管理者を筆頭に、役員及び職員一丸となって、失われた信頼の回復に努めていくことを記述してございます。

2ページをお開き願います。

「Ⅱ 事実経過報告」ですが、多摩川衛生組合が、平成21年12月及び平成22年2月に有害ごみ焼却試験を実施し、焼却後の焼却灰をエコセメント化施設に搬入していたこと、このことは稲城市以外の構成市や循環組合等への事前報告はなく、その事実は府中市の議員による多摩川衛生組合への情報公開請求がきっかけとなって発覚したこと、循環組合は、多摩川衛生組合や他の組織団体等に対して文書で要請や注意喚起を行い、必要な調査を実施したこと、これらの調査検討結果を整理し、今回、報告書として取りまとめを行ったことを記述しております。

「表Ⅱ 事実経過一覧」につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、6ページをお開き願います。

「Ⅲ 多摩川衛生組合の有害ごみ焼却試験の概要」として、平成22年10月20日に循環組合に対して報告があった有害ごみ焼却試験報告書の概要を記述しております。

1、試験の目的は、有害ごみの運搬処理に係る経費を削減するため、安全性及び経済性の観点から新たな処理方法の模索として、工場内での焼却・熔融処理の可能性を多方面から分析、検証することでございます。

3、試験の概要では、(1) 焼却試験量として、12月及び2月合わせまして8.04トン焼却したこと、7ページには、(2) 飛灰の処理工程表、(3) 熔融スラグの処理工程表を記載しております。

4、焼却試験結果では、おおむね測定値は基準値を超えていませんが、排ガスにつきましては、ごみ焼却処理施設の水銀の測定値は通常の前平均値の約2倍から9倍程度あった。灰熔融処理施設の水銀の測定値は通常の前平均値の約2.5倍から8倍程度あった。スラグの含有量試験については、12月23日分の鉛の測定値は基準値を超えていたという結果となっております。

なお、エコセメント化施設に搬入された焼却灰につきましては、測定値は基準値を超えておりませんでした。

8ページをお開き願います。

5、作業環境測定結果では、蛍光管をごみピットに投入する過程において、作業環境測定

を実施した結果、水銀の測定値が基準値を超えていたこと。

8、これらのまとめといたしまして、試験結果から、工場内の作業環境の悪化、周辺環境及び施設の悪影響のおそれなどが判明し、多摩川衛生組合としては、施設内において焼却処理を行うことは適正処理ではないと判断したことを記述しております。

9ページをごらんください。

「IV 焼却試験に対する循環組合の対応」として、まず1、焼却試験による焼却灰搬入に起因するエコセメント化施設周辺環境への影響でございます。

(1) 下水道への放流水に関する調査結果につきましては、10ページの表IV-1をごらんいただきますと、灰が搬入されました2月、3月以降も重金属は不検出もしくは基準値を満たしております。

次に、(2) 排ガスに関する調査結果につきましては、同じく表IV-2でございますとおり、不検出もしくは基準値を満たしております。

続きまして、(3) 重金属回収設備の稼働状況につきましては、11ページでございますとおり、焼却試験を実施した以降の期間においても、稼働状況に特段の変化はなく、適正に稼働していたこと。

それから、(4) まとめといたしまして、焼却灰がエコセメント化施設に搬入されたことに起因する周辺環境への影響はなかったと判断をしております。

次に、2、多摩川衛生組合への現場立入調査でございますが、9月21日に多摩川衛生組合が運営する焼却施設であるクリーンセンター多摩川に対し、焼却灰に焼却試験の影響が残留していないかどうか、クリーンセンター多摩川に搬入されるごみの管理状況が適正であるかどうかなど、現時点における現場状況の実態を確認するために行いました。

(2) 調査結果でございますが、調査日に発生した灰を循環組合で調査した結果、法律で定める基準値を満足しておりました。

12ページに移りまして、有害ごみの保管場所は可燃ごみの搬入ピットとは分離されており、乾電池と蛍光管破砕物は密閉したドラム缶内で保管されていたこと、可燃ごみ展開調査の結果、有害ごみの混入は認められませんでした。一部にアルミ缶やペットボトルなど、資源ごみの混入が認められたことを確認いたしました。

(3) まとめといたしまして、現時点においてクリーンセンター多摩川は適正に管理運営されており、有害ごみが誤って焼却処理される可能性はほとんどなく、焼却試験の実施は主にその時点での人為的要因であることを確認いたしました。

続きまして、3、全組織団体の有害ごみの処理方法の実態調査では、(1)有害ごみの処理方法の実態調査として、各組織団体に対して文書による実態調査を行い、その調査結果は13ページの表Ⅳ-3のとおりでございます。すべての団体が民間業者に委託をして行っていることを確認いたしました。

14ページをお開き願います。

(2)有害ごみの収集量及び処分量の裏付け調査として、平成21年度における収集量、処分量について、各組織団体に対して根拠書類の提出を求め、表Ⅳ-4のとおり確認を行った結果、すべての団体に一致をいたしました。

なお、狛江市と稲城市の処分量につきましては、多摩川衛生組合から平成22年9月に訂正がございまして、訂正後の数値と照合した結果を記載しております。

15ページをごらんください。

「Ⅴ 再発防止に向けた課題の抽出」ですが、まず、1、循環組合に内在する課題の抽出として、これまで搬入団体や組織団体に対する定期的な調査・確認を行ってきましたが、今回のようなごみ処理の原則そのものに反する行為などは実施されること自体想定しなかったことから、調査・確認の対象としておらず、循環組合が事前に把握することができなかったことを記述しております。

次に、2、多摩川衛生組合に内在する課題の抽出として、有害ごみを焼却し、その灰を処分場に持ち込む行為自体、廃棄物処理や処分場に対する基本的な認識が欠けていること、今回の試験は、工場内の作業環境の悪化、周辺環境及び施設に対する悪影響のおそれがあること、試験の実施に際して、関係部局や構成市と十分な情報交換を行っておらず、組織運営上の問題があることを記述しております。

16ページをお開き願います。

3、組織団体・搬入団体における課題の抽出として、今回の試験は、ごみの最終処分場を日の出町に設置、運営していることの重要性に対する認識を欠いているものであり、多摩地域における廃棄物処理に対する意識の低下を防止し、ごみ処理の原則や処分場に対する認識をさらに高めていくことが必要であることを記述しております。

17ページをごらんください。

「Ⅵ 再発防止策」として、循環組合として取り組むべき再発防止策と多摩川衛生組合に対して求める再発防止策の2つを取りまとめています。

まず、1、循環組合として取り組むべき再発防止策でございます。

(1) 有害ごみの焼却灰等の搬入防止に向けた運用の見直しとして、これまでエコセメント化施設に搬入される焼却灰等については、埋立処理に対する基準を準用しておりましたが、今後は、搬入不適廃棄物の搬入を未然に防止するとともに、エコセメント化施設に搬入される焼却残さ等の不適基準を新たに設定し、搬入団体が処理しなくてはならない事項を明確化いたします。

具体的には、①通常業務に対し、運転状況の明確化のための記録の整理及び保管として、日々の運転状況を記録する際の記載事項の統一を図った上で、記録等の整理、保管を徹底するよう求めます。

18ページをお開き願います。

②二ツ塚最終処分場に搬入される焼却灰等に変更が生ずる場合の事前確認の徹底として、一時的な運転方法の変更も含め、廃棄物の状態が変化すると考えられる場合には、事前に循環組合と内容の確認を行います。

③エコセメント施設への搬入物の受入基準の作成として、i、リサイクルすべきものを焼却するなど法令違反が明らかな焼却灰、ii、焼却されていない可燃物が混載されている焼却灰、iii、3辺が20センチメートルを超える堅牢なものが含まれている焼却灰につきましては受け入れないことを明確化いたします。

④内規に違反した場合の取り扱いとして、違反の程度に応じて警告書の発行、理事等への報告、事実の公表または一定期間の搬入停止などの対応をいたします。

ただし、故意や重大な過失に関する事実が判明した場合は、直ちに一定期間の搬入停止を行います。

⑤これら整備した規定については、説明及び周知の徹底を図ります。

⑥運営監視のあり方についての検討として、地元の対策委員会及び日の出町と協議し、二ツ塚処分場における運転監視のあり方について検討を行う。それらについて記述をしております。

次に、(2) 多摩川衛生組合に対する監視強化として、多摩川衛生組合が行う灰の分析調査に加えまして、19ページにありますとおり、循環組合においても1か月に1回程度、サンプルを無作為に抽出し、試験を行い、相互にチェックすることといたします。

続きまして、(3) 有害ごみの処理に関する監視強化といたしまして、有害ごみの収集量や処分量などを報告する際には、根拠書類もあわせて提出をいただくようにいたします。

(4) 啓発活動の充実として、循環組合の組織団体及び搬入団体の職員が、一般廃棄物の

最終処分場が日の出町に設置されていることの認識を深められるよう、最終処分場での研修会、多摩地域におけるごみ処理の経緯や公害防止協定遵守の仕組みなどを記載した資料の作成などを行います。

次に、多摩川衛生組合に対して求める再発防止策でございますが、多摩川衛生組合が設置した事故等調査委員会に提案する項目として、19から20ページにかけて適正な事業運営に向けた取り組みの推進として、多摩川衛生組合において塩酸漏出による施設稼働停止や今回の有害ごみ焼却試験など、信頼を揺るがす事態が相次いで発生していることから、業務改善を目的としたプロジェクトチームの立ち上げ、あらゆる業務について可能な限り点検、見直しを行うよう求めております。

次に、(2) 構成市によるチェック体制の強化といたしまして、新規あるいは変更を伴うなど、重要な事務事業の実施に当たっては、構成市との合意を原則とするよう求めます。

続いて(3) 焼却灰の搬出に関する監視体制の強化として、日々の運転状況をエコセメント化施設に搬入する際に、日報として循環組合に提出するよう求めること。焼却灰を日ごとに採取して1か月保管し、その上で1週間に1回程度、その中から抽出して試験を行うこと。

続きまして、(4)、(5)として、研修の強化を行うことを求めております。

以上が報告書の内容でございます。

21ページには添付資料1といたしまして多摩川衛生組合の有害ごみ焼却試験結果報告書を、35ページには添付資料2として公害防止協定に基づく測定データの詳細を、37ページには添付資料3として多摩川衛生組合に対する現場立入調査の結果を添付しております。

以上で報告書の説明を終わります。

引き続きまして、経過報告を行います。

お手元の議案書の3ページ、谷戸沢処分場関係及び二ツ塚処分場関係についてご報告をいたします。

まず、両処分場に関係することですが、2月24日に東京都環境局の立入検査がございました。この立入検査は、年に1回、各処分場の運用に関して環境局の検査を受けるものですが、谷戸沢処分場及びエコセメント化施設を含む二ツ塚処分場について、特段の問題はないとの評価をいただいております。

次に、5月25日に第23回技術委員会を開催し、両処分場の昨年度の環境調査報告を行いました。今回の環境調査結果につきましても、周辺環境に何ら影響を及ぼしていないとの見解をいただいております。

次に、谷戸沢処分場関係でございますが、3月31日と6月22日及び9月29日に、第3自治会監視委員会におきまして、処分場やその周辺環境の調査結果について、これまでと同様に安定的に推移していることを報告いたしました。

また、6月17日に第27回環境保全調査委員会を開催いたしました。この委員会は、循環組合と地元日の出町第3自治会、日の出町職員で構成され、谷戸沢処分場の環境保全状況のための各種調査を監視することを目的に設置されておりますが、報告に対しまして、周辺環境はこれまでと同様に安定的に推移しており、問題なしとの結論を得ました。

次に、8月24日には第34回環境影響評価委員会を開催いたしました。この会議は、谷戸沢処分場の建設当初から、東京都環境影響評価条例の施行に先立ち、自主的に実施をしてきた環境アセスメントについて、現在も引き続き実施し、関係者に報告しているものでございます。当日は、秋川流域3市町村の皆様、埋め立て終了後も周辺環境に影響を与えることなく、安全な管理が行われていることを確認していただきました。

次に、二ツ塚処分場の関係についてでございます。

4月5日と6月29日及び9月27日に第22自治会対策委員会を開催いたしました。この委員会では、地元日の出町第22自治会に対して、処分場の埋め立ての進捗状況や環境調査報告のほか、エコセメント化施設の稼働状況等について、水質や排ガスの性状がこれまでと同様に安定的に推移していることを報告いたしました。

なお、9月27日の対策委員会では、多摩川衛生組合による有害ごみ焼却試験の実施について、これまでの経緯や今後の対応を説明いたしました。

組合では、引き続き両処分場及びエコセメント化施設について、安全な管理、運営を行ってまいります。

続きまして、議案書の4ページの環境関係についてご報告いたします。

3月5日に、立川市立第4小学校の6年生が、ドングリなど広葉樹のポット苗を二ツ塚処分場の残留緑地に、卒業記念という形で植えるという植樹祭を実施いたしました。

翌3月6日には、日の出町イオンモール日の出におきまして、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場生態モニタリング調査報告会を開催しております。この報告会は、昭和54年からの25年間に、谷戸沢処分場で確認された生き物の移り変わりに関して行ったもので、当日は約150名の参加をいただき、また幾つかの報道機関で紹介されるなど、盛況を博しました。

次に、4月13日には21年度第3四半期分の谷戸沢・二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の公害防止協定等に基づく水質等調査結果を、また7月6日には、21年度1年間分の水

質等調査結果並びに21年度秋期分、冬期分の二ツ塚処分場内の大気中ダイオキシン類調査結果のまとめを公表しております。

さらに、10月8日に、平成22年度の第1四半期分の水質調査結果を公表しております。これらの調査結果でございますが、両処分場及びエコセメント化施設とも、従来の調査結果と比較し大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。これらにつきましては、既に組合のホームページに公表しております。

また、5月19日から1週間、8月18日から1週間、ダイオキシン類調査を実施いたしました。

次に、議案書の5ページの裁判関係についてご報告いたします。

現在、当組合に対して2件の訴訟が提起されております。

1つ目は、ここに記載はございませんが、一般廃棄物最終処分場建設差止等請求訴訟について、口頭でご報告させていただきます。

この訴訟は、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場に埋め立てたすべての廃棄物の撤去、二ツ塚処分場への廃棄物搬入及び埋め立ての禁止等を求めるものでございます。

東京高裁におきまして、本年6月16日に判決があり、第一審と同様に組合が全面勝訴いたしました。その後、原告が上告の手続を行いました。現在、最高裁判所で審理中でございます。

2つ目はエコセメント化施設操業差止請求訴訟でございます。

この訴訟は、エコセメント化施設から排出される有害物質の拡散などにより、環境破壊をもたらすなどとして、施設の操業を差しとめるという内容で提訴されております。現在、東京地裁立川支部におきまして弁論準備等を行っております。

続きまして、議案書6ページの広報関係その他についてご報告いたします。

まず、たまエコニュースでございますが、組織団体と日の出町の全世帯等を対象に約135万部発行しております。先月26日発行の第52号では、「二ツ塚処分場の埋立量がさらに減少しました」という内容などの記事を掲載しております。

続いて、エコセメント広報事業でございますが、この事業は、組織団体や日の出町が主催する環境リサイクルフェアに当組合が出展することなどにより、積極的にエコセメント事業をPRするものでございます。

次に、夏休み処分場見学会ですが、親子等を対象に、最終処分場やエコセメント化施設の安全性などを理解していただくために、2回実施をいたしました。

最後に、「三多摩は一つなり交流事業」でございます。

この事業は、日の出町と組織団体の住民同士が文化やスポーツなどを通じて交流を深めるために実施しておりまして、大変好評を得ております。

続きまして、7ページのエコセメント関係についてご報告いたします。

平成22年2月から8月までの焼却残さ受け入れ量及びエコセメント出荷量は記載のとおりでございます。

なお、9月分については集計中でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（水野 淳君） 以上をもって、報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第45条の規定によりまして、同一議題について1人2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

第4番、吉野和之君。

○4番（吉野 和之君） ただいま報告がありました多摩川衛生組合における有害ごみ焼却試験に関して質問をさせていただきます。

先ほど、管理者報告がありましたとおり、今回の件に関しては、石川管理者が辞職するという形で事態を収拾するという事となったわけですが、私は、今回の管理者の決断を評価する立場から質問をさせていただきます。

まず、この件が発生してしまった原因と今後の対応についてお聞きいたします。

石川管理者は、循環組合と多摩川衛生組合の管理者を兼ねられております。焼却試験の責任をとるという形で、今回、両組合の管理者の辞職の申出を行ったわけですが、循環組合の管理者でありながら、なぜこのような試験を行ってしまったのか、改めて管理者のお考えをお聞かせ願います。

次に、辞職理由として、石川管理者は、今回の焼却試験の焼却灰の搬入を防ぐことができなかったことを挙げておられます。循環組合が廃棄物の処分を行うに当たっては、組織団体や搬入団体に対して厳しい指導を行い、廃棄物の適正処理を徹底する必要がありますが、今回の事案は、循環組合としてそれらの団体に対する監督や指導が不足していたのではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、焼却試験の灰が日の出町に搬入され、日の出町民や日の出町議会に多大なご迷惑、ご心配をおかけしたことも重く受けとめる必要があると考えます。こうしたことを全体で考

えると、今回の管理者の辞職はやむを得ないことであり、適切な判断だと考えます。循環組合としては、管理者が辞職に至った経緯や日の出町に対するおわびをきちんと公表することが必要と考えますが、お考えをお聞きいたします。

次に、今後の再発防止策について質問をさせていただきます。

今回の焼却試験を多摩川衛生組合だけの問題とせず、多摩地域全体で受けとめ、二度とこうしたことが起こらないよう連携して取り組む必要があります。今後の再発防止策として、循環組合報告書の中で、今後の搬入防止に向けた運用の見直しとして、内規の規定整備を挙げています。循環組合が受け入れる廃棄物の内容や取り扱いを定め、組織団体や搬入団体にその遵守を求めることは重要ですが、具体的に何をどう見直すかお伺いいたします。

次に、多摩川衛生組合に対する指導も重要です。報告書に記述があるように、循環組合が多摩川衛生組合の監視を強化することはもちろんですが、多摩川衛生組合としてみずからどう律していくのかまず示すべきです。

今回の報告書では、多摩川衛生組合自身の再発防止策は示されておりませんが、これについて循環組合はどう認識しているのか、ご見解をお伺いいたします。

次に、多摩地域のごみ行政関係者全員の意識啓発も重要であると考えます。日の出町の処分場がスタートしたのは25年前と聞いております。建設の際のさまざまな事情、その間の日の出町の皆様のご苦勞といったものを関係者が忘れていないか、改めて認識する必要があるのではないかと考えます。循環組合の取り組みとしても、啓発活動の充実についての記述がありますが、具体的にどのようなことを行っていくのかお伺いいたします。

以上、6点について質問をさせていただきます。今後、循環組合と組織団体、搬入団体が連携して再発防止に取り組み、日の出町関係者の方々への信頼回復に取り組んでいくことを求めるとともに、私たち議員もそうした取り組みに全力で協力していくべきだということを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（水野 淳君） 石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 改めまして、今回の焼却試験によりまして、日の出町の皆さんを初め、関係する多くの皆さんにご迷惑等をおかけしたことに對して、おわびを申し上げたいと思います。

ご質問の、今回なぜこのようなことが行われたのか、またそのことに対する対応ということでございますが、多摩川衛生組合は、毎年、職員の提案制度というのがございまして、提

案をいただき、さまざまなところに生かしながら経費の削減や安全運転のための実績も上げてきております。4市の負担金でもって運営をされておるわけでございまして、その負担金を少しでも抑制するということが大きな課題になっておりまして、職員からの提案の一つとして、乾電池並びに蛍光管の実証実験という提案がございました。当組合は、灰溶融施設ということで、1,300度くらいの温度で焼却灰等を無害化する溶融炉も併設しておりまして、そのことによって無害化も図れるということと、またさらには法律的にも特に問題がないという、そのようなことでもございまして実証実験ということに相なったところでございますが、事前の関係する団体、特に日の出町あるいはまた循環組合等に対する協議等もなしに、またこの実証実験そのものがやはり実施をすべきでなかったということで、改めて反省をしているところでございます。

そしてまた、その責を感じておりまして、循環組合につきましては、管理者を辞するということが責任の一端を示させていただきたいと思っております。また、多摩川衛生組合につきましても、内部に調査委員会を設けながら、今回のこの実証実験以外のことについての問題点等についても調査をし、そしてそれをきちっと整理しながら対応していきたいと思っております。また、多摩川衛生組合の今回の実証実験に対する責任も痛感をいたしてございまして、多摩川衛生組合の管理者も辞職をするということで、先日、議長に辞任の申入れをしたところでございます。いわば人的な部分でも刷新をしながら、今後の対応をきちんとしていきたいと、このように思っておるところでもございまして、ご理解のほどを賜ればありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（水野 淳君） 事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 循環組合として、団体に対する監督や指導が不足していたのではないかとのお尋ねでございませけれども、循環組合は、廃棄物処理法等の法令に基づく一般的な市町村に対する監督権を有するわけではございませんが、エコセメント化施設を含む処分場への一般廃棄物の搬入に関しては、法令や公害防止協定を遵守させる責任があると認識をしております。

今回の焼却試験に関しては、搬入団体との情報連絡やチェック機能に不足があったと考えておりますので、今後、循環組合の規定を整備し、搬入不適物を日の出町にこれ以上搬入することがないように、組織団体、搬入団体等への指導を徹底してまいります。

続きまして、管理者辞職に至った経緯やおわびをきちんと公表することが必要とお尋ねでございませけれども、今回の焼却試験の事実、今回搬入された灰が周辺環境への影響がなかった

こと、今回の件について日の出町の住民その他関係者に多大なご迷惑をおかけしたこと、それらの責任の所在を明確化するため、管理者がその職を辞することになったことなど、私ども循環組合の広報紙のたまエコニュースの次号に掲載をするとともに、循環組合のホームページにおきましても、できるだけ速やかに掲載をしたいと考えてございます。

続きまして、内規につきまして具体的に何をどう見直すかとお尋ねでございますけれども、まず搬入団体の日報につきまして、現在、団体ごとにまちまちな業務日報の記載内容について様式を統一化して、運転管理の状況を明確化いたします。

次に、循環組合への事前協議につきまして、二ツ塚処分場に搬入される廃棄物について、運転方法の変更を行う場合など、事前に協議する仕組みを新たに設けます。

続いて、焼却灰の受入基準につきまして、従来、公害防止協定で定めた埋立基準を準用していたエコセメント施設への搬入物の受入基準について、エコセメント用の基準を新たに設定し、受け入れられない焼却灰を明確化いたします。

続いて、内規違反の取扱いにつきまして、これまでは始末書の提出枚数に応じた取扱いを行ってきましたけれども、今後は、事の重大性、違反の程度に合わせて、回数にかかわらず対応することといたします。

こうしたことで、搬入不適廃棄物の搬入を未然に防ぐための抑止力とし、内規の実効性を高めてまいります。

続きまして、多摩川衛生組合自身の再発防止策について循環組合はどう認識しているかとお尋ねでございますが、今回の多摩川衛生組合の焼却試験は、構成する他の3市への事前相談や協議を行わず、組合が独自に試験を進めてしまったことに問題がございます。このため、多摩川衛生組合は、現在、構成4市で事故等調査委員会を設け、連携を図りながら再発防止策の検討を行っており、循環組合としてもこれら4市の連携が不可欠であると考えてございます。

今後、循環組合の報告書に記載した内容を多摩川衛生組合に提案し、早急に結論を出すよう強く求めてまいります。

啓発活動の充実について具体的にどのように行うかとお尋ねですが、まず組織団体及び搬入団体の新規職員を主な対象として、新年度のできるだけ早い時期に処分場での見学会を実施し、その中で多摩地域におけるこれまでのごみ処理の経緯や環境調査など、地元の信頼関係に基づく取組みの紹介を行います。

また、多摩地域における処分場設置の経緯や地元住民による対策委員会の設置、環境調査

の実施など、具体的な公害防止協定遵守の仕組みなどを記載した研修資料を作成し、組織団体、搬入団体で活用できるようにしてまいります。

○議長（水野 淳君） よろしいですか。

他にございますか。

22番、小林議員。

○22番（小林 憲一君） それでは、私も、多摩川衛生組合における有害ごみの焼却試験の結果、有害ごみが無断で持ち込まれたということについて質疑をしたいと思います。

規定によって2回しかできませんので、少しまとめて質疑をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私は、大きく4つに分けて質疑をしたいと思いますんですが、1つは事実経過の問題です。それから、2つ目は石川良一管理者の責任も含めて責任の所在について、それから3つ目は再発防止策について、それから4つ目は、再発防止の重要な柱として情報公開制度が必要ではないかというふうに思いますので、その必要性について質疑をしたいと思います。

まず、事実経過なんですけれども、ここでは5点にわたって質疑をしたいと思います。

まず最初に、この報告書では、2ページから5ページにかけて表で事実経過の一覧があります。これを見ますと、多摩川衛生組合が有害ごみ焼却試験で発生させた焼却灰が、無断で資源循環組合に持ち込まれたということを知ったのは、日の出町から連絡を受け、多摩川衛生組合に問い合わせ事実を確認した9月1日ということになっていますけれども、これでよろしいかどうか、これが1点。

それから、2つ目に、9月1日以前に多摩川衛生組合は、2009年12月と2010年2月のうち計5日間、有害ごみの焼却試験を行い、その結果、発生した焼却灰約380キログラムをそれぞれ2010年2月8日と2010年3月26日に組合の二ツ塚処分場に持ち込み、エコセメント化施設に搬入したということになっていますけれども、搬入する時点で多摩川衛生組合から組合に連絡はなかったのか、これが2点目です。

それから、3点目、今度のケースの場合、無断で搬入した側の責任者と、それから無断で搬入された側の責任者が同一人物ということになりますが、そういうことであれば、資源循環組合の最高の責任者は石川良一管理者でありますので、無断で搬入された時点で、無断で搬入されたということをあらかじめ知っていたということになるわけですが、それでよろしいかどうか、これが3点目。

それから、4つ目です。多摩川衛生組合で2009年12月と2010年2月に計5回、さっき言

いましたように、有害ごみの焼却試験が行われていたことを資源循環組合が知ったのはいつかということです。そのことを知った時点で、焼却試験の結果、発生する有害物質を含んだ焼却灰、すなわち日の出町との公害防止協定に違反をし、なおかつ無断持込みが禁じられている焼却灰が、このエコセメント化施設に搬入されるおそれがあるということを当然認識していたのではないかと思います。それでよろしいのかどうか伺います。

それから、5点目、多摩川衛生組合の情報公開請求と開示によって、2010年5月の時点で有害ごみの焼却試験の事実が明らかになりました。これは府中市の議員の方が情報公開請求をしたわけですが、その時点でなぜ多摩川衛生組合に報告を資源循環組合として求めなかったのかということをお伺いします。

次に、大きな2問目、石川良一管理者の責任も含めて責任の所在の問題です。

まず、1つ目に、石川管理者が当事者として多摩川衛生組合による無断搬入を知っていたにもかかわらず、これを阻止せず、また組合の役員にも報告をしていないということが明らかになっていると思うんですけれども、これは資源循環組合への背任行為に当たるのではないかというふうに思いますが、組合の認識を伺います。

それから、2番目、日の出町との公害防止協定違反、それから公害防止細目協定違反ということが指摘をされていますが、それは具体的にどういうことに違反をしているのか伺います。

それから、大きな3番目、再発防止策です。

現在の仕組みでは、搬入する側の善意を信ずるしかないということになっているわけですが、これを抜本的に改正する仕組みを考えているのか、このことを伺います。

それから、大きな4問目、再発防止の重要な柱として、私は情報公開制度がどうしても必要ではないかというふうに思いますが、この点について2問伺います。

1つは、今回、有害ごみ焼却試験で発生させた焼却灰、この無断搬入が明らかにされた背景には、搬入元の多摩川衛生組合への同組合の情報公開条例を使っての情報公開請求とこれによる情報開示が一つのきっかけになったということは間違いないことだと思います。これはどの地方公共団体にも言えることだと思いますが、何か事件が起こったときの真相解明と再発防止という点では、情報公開条例の重要性が私はよりはっきりしたのではないかというふうに思いますので、この点について見解を伺います。

それから、2つ目、今回の無断持込みの事件ですけれども、この事件の真相解明と再発防止についても、この資源循環組合に情報公開制度があれば、もっとスムーズに解決が図られ

ていたのではないかとと思いますが、その点について見解を伺います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） それでは、お答えいたします。

まず、事実確認ということで、組合がこの今回の事実を知った日は9月1日ということでございます。

それから、9月1日より前に具体的には2月及び3月に搬入がありましたけれども、その時点での連絡というものはなかったということでございます。

それから、3番目に、管理者は同じということで、当然同じだから循環組合も知っていただろうという、そういうご質問かと思えますけれども、今お話をしましたとおり、9月1日まで私ども事務局といたしましてはそういったことは確認できなかったということでございます。

それから、4番目でございますけれども、灰が搬入して、それがわかったのが9月1日ということになるわけですが、その時点で私どもところに搬入されてきた灰がどのような成分であるかというのはわからなかったということで、具体的に環境にどういった影響があるかというのは、その時点ですぐにはわからなかったということですが、当然今回のような形で、本来分別すべき有害ごみの灰が搬入してきたことに対しては、遺憾の意と今後の適正な対策について、即、多摩川衛生組合に対して要請を行っております。

○議長（水野 淳君） 土岐事業課長。

○参事兼事業課長（土岐 道夫君） それでは、1つ目の事実経過の5番目について、私のほうからお答えしたいと思います。

事実経過の平成22年5月21日の情報公開の件についてでございますが、この件は、府中市の議員さんが多摩川衛生組合に対して情報公開の請求を行い、公開した資料の中に焼却試験の記述があったということでございまして、この件につきましては、あくまで多摩川衛生組合と府中市の議員さんとの間のやりとりということでございまして、当組合は、こうしたやりとりがあったということを聞いておりませんでした。ですから、この件について、当組合から多摩川衛生組合に対して、その報告を求めることはできなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 大きな2番目の責任に関する質問でございますけれども、背任行為というご質問がございましたけれども、この行為が具体的にどういった法律に反してどういった行為で背任になるのかという検討は行っておりません。

続きまして、協定違反の内容でございますけれども、今回、本来分別すべき有害ごみの分別の処理の原則に反して、その焼却灰が二ツ塚の処分場に搬入されたこと、これは私どもが日の出町及び地元自治会と締結をしている公害防止協定の前提に反しているということでございます。

続きまして、再発防止策でございますけれども、抜本的な対策を考えているのかということでございますけれども、私どもとしては、報告書でもご提案させていただいておりますとおり、搬入団体との事前協議ないしは灰の分析結果や業務日報等の確認を行うことによって、チェック体制を強化していくという考えでございます。

それから、続きまして情報公開につきましてご質問がありましたけれども、申し訳ありませんが、1点目と2点目とあわせてご回答させていただきたいと思っておりますけれども、私どもとしては、今回の再発防止策というのは、有害ごみの焼却試験に対しまして、今後そうしたことを防ぐための直接的な対策を検討したものでございます。

情報公開制度自体、重要な論点であるということは認識はしておりますけれども、それを策定することによってこうした行為が防げるのかといいますと、そうではないのではないかとこのように考えてございます。したがって、情報公開制度は今回の対策とは切り離して考えるべきというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 内田総務課長。

○総務課長（内田 宏康君） ただいまの事務局長の答弁に加えまして、私のほうからも答弁させていただきます。

情報公開条例の制定につきましては、これまでも裁判の審理中という大変重要な時期であることを理由として答弁をさせていただいているわけでございますが、私どもといたしましても、今、局長が申し上げましたとおり、情報公開条例制定の意義や必要性、そういったものは法の趣旨から、それから各組織団体の行政運営の状況をかんがみましても承知しているところでございます。しかしながら、現在、裁判中のエコセメント化施設操業差止訴訟、先ほども事務局長から立川の裁判所において弁論準備中とご報告を申し上げましたが、情報公開をオープンといたしますと、原告側は、組合業務を妨害する目的で、大量、反復的な開示

請求を行う可能性が高く、業務に支障、混乱が生じ、この組合は、極めて厳しい、難しい立場に立たされるわけでございます。率直に申し上げまして、組合の事業を妨害するものと考えております。

そして、処分場やエコセメント化施設はおろか、我々組合組織の存在そのものを否定する、こういった方々に対しましては、言い方は妥当ではありませんが、大変脅威を感じているところでございます。もしこの裁判に負けるようなことがありましたらば、この組合は最終的に解散に追い込まれることが予想されます。つまり、原告はこういう極めて重要なことにあえて訴訟を起こしてきたわけであります。

前日も、事務局長が原告の裁判の発言で、悪夢の処分場と表現したことを引用してご説明いたしましたとおり、循環組合の存在そのものを、それ自体を否定しているところでございます。

循環組合は、25市1町という大変広域な一組でございまして、最終処分の責任をみんなで合同に果たそうということで設立がされました組合でございます。もし解散に追い込まれましたらどうなるのか、自区内処理ができるのか、こういった問題に対して直面せざるを得ません。さらに、これ以外にも訴訟が今後乱発されれば、それによって膨大なエネルギーを費やさなければなりません。したがって、組合のデータにつきましては、今後もきちんと説明責任を果たしてまいります。

今回の多摩川の問題は、私ども真摯に受けとめ、私どもといたしましても再発防止に努めてまいり所存ですが、私ども循環組合事務局は、東京都から、半数に及ぶ職員の派遣、人材派遣を受けて、そしてまた市や町からの職員と一緒に一般廃棄物の最終処分の仕事を熱意を持って職員一丸となって努めているところでございます。

御理解をいただきたいのは、情報公開につきましては、条例制定は行わないまでも、データにつきましてはホームページや広報紙等で積極的に公開をしております。また、とかく関心の高い環境調査に関するデータにつきましては、自治会館の事務所や二ツ塚の入口ゲートで閲覧等、情報開示を行っておりますので、現時点では情報公開条例の制定を行う考えはないところでございます。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 22番、小林議員。

○22番（小林憲一君） それでは、再質問をいたしますが、まず1点目の事実経過のところでもう少しはつきりさせておきたいんですけども、今のご答弁で、組合が知ったのは9月

1日だと、少なくとも事務局が知ったのは9月1日だというふうに今おっしゃったわけですが、この表Ⅱの事実経過の一覧にもありますように、この資源循環組合のトップである石川良一管理者は、多摩川衛生組合の管理者として、2009年、平成21年11月5日に、有害ごみ焼却試験の実施について、管理者として決裁をしています。この決裁をした時点で、管理者としてこの焼却試験をやって、その結果、焼却灰が発生をして、それが循環組合に持ち込まれるということは当然想定しているわけですから、11月5日の時点で知っているわけですね、管理者は。

ですから、この報告書に記載をするときには、管理者は2009年11月5日から知っていたけれども、事務局としては、管理者から報告がなかったので、結果的には知ったのが今年の9月1日になってしまったと、こういうふうに私は報告書に正確に書くべきだと思うんですが、その点についてもう一度ご答弁を伺います。

それから、2つ目、府中市の議員が情報公開請求によって有害ごみの焼却試験が行われていたことを知ったのは2010年5月27日、先ほど答弁がありました。その結果、その焼却灰が、この資源循環組合のエコセメント化施設に持ち込まれているというふうに、その情報公開請求をして開示を受けた議員が、直ちにそういうことに思い至らなかったということはあるのかもしれませんが。

しかしながら、少なくとも多摩川衛生組合が、このことを府中市や狛江市の議員に情報を伝えたのは今年の8月18日、それから19日の時点で伝えていきます。あるいは、衛生組合の構成市である稲城市、府中市、狛江市、国立市の担当課長に説明をしたのが8月20日です。また、東京都環境局多摩環境事務所に説明したのが8月26日です。少なくともこれらの時点で、この資源循環組合の事務局として、私は知り得たんじゃないかというふうに思いますが、その点はいかがなんでしょうか。

それから、3つ目、現在の資源循環組合の仕組みを見ますと、業務運営についてルール違反があった場合、この職員の方のルール違反についてはさまざま規定があります、この循環組合のいろいろな規定の中で。ところが、今回のケースのように、管理者がみずからルール破りを行ったということは想定していません。これは、制度として私は非常に不適切ではないかというふうに思うんですが、地方公共団体などでは、市長や副市長などを対象にした政治倫理条例というようなものもつくっていますけれども、そういう管理者がルール違反をするということもあり得るといことが今度のケースではっきりしたわけですから、そういうことに対応した私は仕組みをつくる必要があるのではないかというふうに思いますが、その

点について伺います。

それから、大きな2番目ですが、先ほどの管理者の責任ということに関連するわけですが、今度のケースの場合、組合の総体としての責任ということだけでは、私は責任の所在がはっきりしないというふうに思います。この資源循環組合の条例などを見ましても、先ほど私が述べた背任行為に関するものは何にもないんですけれども、一般的には、普通の団体であれば、そういうことに関する規定というのは私はあるというふうに思うんですが、今回、石川管理者が辞任をするということで責任をとるというふうな答弁だったんですけれども、私は、組合としてはこのルール違反についてはきちっとした処分をする必要があるのではないかとこのように思います、その点について伺います。

それで、ごみを受け入れていただいている日の出町に対して、今回の件で大変な迷惑をかけて、こういう信頼関係がなくなってしまうと、処分場そのものを維持できなくなる。先ほど、最後に総務課長のほうから、維持できなくなったら大変だというような答弁がありましたけれども、本当に今回の事件というのは、そういうことになるかもしれないというところまで来ているというふうに思うので、その点についてしっかりと私は認識が必要だというふうに思うんですね。

この再発防止策のところでは、ごみを持ち込んでいる構成市や、あるいは多摩川衛生組合などの諸団体に注意を喚起するということが出ていますけれども、それとともに、管理者自身の責任を組合として明らかにして、それに見合う対応をやっぱり組合としてやっていくべきではないかというふうに思うので、この点について伺います。

それから、大きな3番目です。再発防止策のところですが、報告書には、さまざまこれからこういうことをやっていくということで、非常に細かいいろいろな方策が書かれているんですけれども、さっき事前協議制ということも今後の問題として出されました。これは、私は非常にいいことだというふうに思うんですが、例えばちょっと話は違いますが、非核神戸方式というのがあります。これは、神戸市が、神戸港には核兵器を積んだ艦船は入港させないということを実現するというので、あらかじめ核兵器は積んでいないということ、そういう証明書を発行しなければ入港させないということをしているわけですが、さっきおっしゃられた事前協議制というのはそういうことにも当たるのかなというふうにも思ったんですけれども、やっぱり有害ごみは持ち込んでいませんという証明書がなければ持ち込ませないというぐらいのやり方をすべきでないかというふうに思います、この点について伺います。

それから、さっき言いましたように、今回の場合は、全く想定をしていない管理者がルール違反を行ったということですので、こういうことを想定した制度設計をぜひつくる必要があるというふうに思いますので、この点について伺います。

それから、この問題の3つ目として、今回、資源循環組合の管理者と、それからそこにごみを搬入している一部事務組合の管理者が同一人物ということであったわけですがけれども、今後そういうことがない、そういう事態を回避する仕組みを私はつくる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その点について伺います。

それから、4つ目、これは最後ですがけれども、今回、情報公開について提案をしましたがけれども、今回、本当に真相の一端が明らかになった背景には、多摩川衛生組合にこの情報公開制度があって、そこからこういうことをしていたということがわかって、それがやがて真相を明らかにしていくという上で大きな力になったことは、私は間違いないというふうに思うんですね。先ほど、総務課長が最後に言われたんですがけれども、私は、団体にとっては都合のいいことも悪いことも真実を明らかにしていくと、こういう態度が結果的にはいい方向に私は行くと思うんです。今回の場合も、真相が明らかになって、再発防止策も含めて今後いろいろな手段をとっていくわけですから、まさに真相が明らかになることによって今いい方向に向かいつつあるわけですね。そのことをやっぱりもっと肝に銘ずるべきではないかというふうに思います。

そういう点で、情報公開条例というのは、いろいろなルール違反といいますか不正行為、そういうものを防ぐ抑止力には私はなるというふうに思いますので、ぜひこのことを、裁判中だとかというふうに言っていますけれども、裁判中であろうがなかろうが、私は真実を明らかにする仕組みはやっぱりつくるべきだというふうに思います。その点について伺います。

以上です。

○議長（水野 淳君） 石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 多摩川衛生組合の実証実験につきましての認識でございますが、実証実験によって最終的に飛灰を搬入するということは想定はしておりましたが、そのことが公害防止協定等に触れるという認識は実は持っていなかったというのが私ども組合の誤りでありまして、そのことが結果としてこういうことになったということで、その点については大いに反省をしているところでございますが、当時そういう認識を持っていなかったということですので。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） まず最初に、事実関係の1番目ですけれども、両方の管理者が立場であるので、両方書くべきだという、認識を書くべきだというお話ですけれども、私どもは、この報告書を循環組合の対応として日の出町及び日の出町の議会に提出をさせていただいたものでございます。

そういう立場上、これは、循環組合としての考え方として考え提出をしたということでありますので、その両方の立場で日の出町に回答したものではありませんので、これは循環組合の立場として作成をさせていただいたということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、2番目に、今年の8月にさまざまところでの説明があったと、それで循環組合が知り得たのではないかというお話ですけれども、先ほど来お話ししておりますとおり、その間、私どもに対しては多摩川衛生組合から何ら説明がありませんでしたので、私どもが知る余地はなかったということでございます。

それから、政治倫理についてのルールづくり、こういったものにつきましては、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思えます。

それから、次、3番目のほうを先にお話をさせていただきますけれども、再発防止策のほうですけれども、非核神戸方式というお話がありましたけれども、事前に証明書を発行するか否かということですが、私ども、証明書の発行というところまでは考えてはおりませんが、ただ先ほどお話ししましたとおり、常日頃の運転状況や灰の成分分析などは今まで以上に詳細に細かくやっていきたいと思っております、そういったことをご理解をいただきたいと思えます。

それから、2番目に、管理者を含めたルール違反の制度設計ということについてですが、これについても今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思えます。

それから、3番目に、同一人物に対してそれを回避する仕組みということですが、私どもの循環組合の管理者、25市1町の市長さんのだれかになるわけですが、恐らくそれ以外の方々につきましても、何らかの形で、各市で焼却、ごみ清掃工場は持っているとか、あるいはその他の組合の管理者になっているとか、そういったケースが非常に多いわけですし、そういったものを同一人物が一緒にならないようなルールというものをどういった形でつくれるのかちょっとわかりませんが、なかなか難しいのではないかとこのように思っております。

それから、4番目に、団体に対して抑止力として情報公開が必要だというお話ですが、私どもも、情報公開条例のそういった効果といいますか機能といいますか、そ

れないということを言っているわけではなくて、そういったことについてはもちろん理解はしているつもりですけれども、ただその反面に、私どもの組合が抱える問題があるというのを先ほど総務課長から説明させていただいて、そういった中で、総合的に考えまして、現時点においては制定は困難なのかなというふうに考えているところであります。

それから、すみません、ちょっと遅れましたけれども、大きな2番目の1番目の質問でございますけれども、管理者のことで、私が言うのもなんなんですけれども、辞職の申出ということで最も重い責任のとり方をしていると思っておりますので、これ以上の処分というものは今のところ考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） ほかに質問はございませんか。

第7番、友清議員。

○7番（友清 節子君） 私からも何点かお聞きしたいと思えます。

前の質問者となるべくダブらないようにとは思いますが、一部ダブるかもしれませんが、よろしくお聞きしたいと思えます。

この報告書、全部読ませていただきましたけれども、まず試験の目的というところで3行ぐらいしか書いていないんですが、今までの質疑を聞いていまして、どうしてもずしんとくる答えではないなというふうに私は思いましてお聞きしたいんですが、構成市にも提案もしない、そして話し合いも合意も持たないでこうした実験を行うということは、一般的には私たちの感覚ではあり得ないことですよ。それも、先ほどの答弁を聞きまして、こういうことが公害防止協定に触れるとは思っていなかったというお答えを聞いて、さらに私はそんなに公害防止協定というのは軽々しいものなのかなということで改めてまた驚きを持ったというところですよ。

そこで、お聞きしたいんですが、どうしてもただいま申し上げたような状況でも、単独でしなければならないほどのせっぱ詰まった状況あるいは緊急性がどれほどあったのかなというふうに思えます。それもお答えいただきたい。

そして、その行った、そこにかかわった方たちの中に、いわゆる化学だったり専門家であったり、そういった方たちがどのくらいいて、これをやることの意味と、そしてその結果がどうなるかということのメリット、デメリットも含めまして、それをきちんと論議した結果の試験であったのかどうか、それをお答えください。

それから、2回ですから何点か申し上げたいと思えます。

再発防止策として、ずっと見てまいりますと、循環組合として取り組むべきことの中に、ここに2つ、先ほどもそちらで運営監視のあり方についての検討ということでご説明いただいておりますが、二ツ塚処分場における運営監視のあり方について検討を行っていくということなんですが、どのような検討を考えていらっしゃるのでしょうか。

もう一つ、ここで決算ともかかわってくるかなとは思いますが、谷戸沢の処分場では2つの委員会を持っていますね。環境影響評価委員会、そして環境保全委員会、この2つが設置されて運営されていると思います。しかし、二ツ塚には、これが決算でも出てこないわけですが、設置されていないように思うんですが、もしこれがないんだということであれば、なぜその設置はされないのか、そしてその根拠は何なのか、もしかしたら設置しないけれども、両方の処分場を兼ねてこの委員会が運営されているのか、その辺もちょっとお聞きしたいところです。

もし設置されていない、両方も兼ねていないとすれば、私はこの今後の対策の中にこの2つの委員会を含めて設置すべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、もう一点、今後このことによって、先ほどの答弁でさらにびっくりした、申し上げましたけれども、公害防止協定には触れると思っていなかったといったような軽い受けとめ方をするようなものであったら、もちろん日の出の方たち、そして私たちも含めまして各市町村への影響というのが今後何か考えられるのかどうか、そのこともお伺いしておきたいと思います。

それから、最後になりますが、私も、昨年度、提案申し上げましたけれども、情報公開条例、ただいまも出ておりますけれども、やはりつくれない事情というのは、重々説明の中でされておりますので、わからなくはないんですけれども、ただ、裁判を起こしている方がどのような方かは私は存じませんが、400万多摩人口という全体的に考えたらそういういろいろな方がいらっしゃる。ほかの普通に裁判を起こさない方たちが、こういうことをちょっと知りたいんだと思ったときにも、それは不可能なわけですよ。私は、今、可視化の時代にもなっているこの時代の中で、昔はすごい暴力ざたか何かわかりませんが、いろいろなことがあったかもしれない。しかし、もう検討に入っている時期じゃないかなというふうに思うんですね。

先ほどの答弁も去年の答弁もさして変わらないんですけれども、でも私はやはりそこに開かれるということがまず信頼関係を構築するための一つの手段であると思いますし、方法であると思います。ぜひ私は、少なくとも繰り返しますけれども、こうした可視化の時代にあ

って、双方が信頼関係を保っていくためには、その裁判だけを起こしている側だけが住民ではありません。そういう意味で、ぜひ検討をしていただきたいということを再度申し上げておきたいと思います。

○議長（水野 淳君） 石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 決裁の問題でございますが、私が認知する限りは、一部事務組合の決裁というのは、基本的には副管理者の決裁はとらずに、管理者の決裁で、この組合もそうですけれども、回していくというのが実態でございます。多摩川衛生組合につきましても、管理者の決裁は、さまざまな事業がございますけれども、ルーチン的なものもございますし、またさまざまその時々が発生する問題に対する決裁については、管理者決裁ということで対応してきたというのが実態でございます。この点につきましても、組合の中では見直しを今現在進めているところでございます。

また、緊急性があったのかどうかということにつきましては、特に緊急性があったということではございません。ただ、東京都には一応連絡をして、法的に問題があるのかどうかという問い合わせはして、それは問題がないという一応回答をもらっているというふうに聞いております。

また、化学についての専門家も組合にはおりますが、基本的にはその実証実験ということで、その中身について分析をするという、そういうことで事前の調整が弱かったという、このことも反省せざるを得ないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 土岐事業課長。

○参事兼事業課長（土岐 道夫君） それでは、ご質問の中で、谷戸沢処分場に2つ委員会が設置されていると、それで二ツ塚処分場にはそういった委員会がなぜ設置されていないのかというご質問がございましたので、それに対して私のほうからお答えのほうをさせていただきます。

まず、谷戸沢処分場の環境保全調査委員会につきましては、これは谷戸沢処分場の埋め立て終了を契機に自主的に設置したものでございまして、決して義務づけられているものではないでございます。ですから、二ツ塚処分場にはこうした環境保全調査委員会というのを設置していないということでございます。

続きまして、谷戸沢処分場の環境影響評価委員会につきましては、これは環境影響評価書を提出する際の検討機関として自主的に設置したものでございまして、これについても決し

て義務づけられているものではないです。ですから、二ツ塚処分場の環境影響評価を実施するには設置しなかったということですが、この二ツ塚処分場の環境影響評価書を提出する際には、環境影響評価条例に基づいて所定の手続を経て環境影響評価書をきちんと提出しているということになります。

説明は以上でございます。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 私のほうから、運営監視のあり方についてご答弁させていただきますけれども、私どもとしても、循環組合としても、今回の事態を契機に、処分場のより一層の安全性の確保に向けて取り組む必要があるというふうに考えております。

より地域に開かれた運営監視のあり方というものについて、今ご報告させていただきました委員会の事例ですとか監視体制の現状ですとか、そういったことを踏まえつつ、これは、現在の第22自治会対策委員会、それから日の出町役場の方々と協議をして検討していきたいというふうに考えております。

それから、今回の件が市町村に対する影響があるかどうかということですが、これは現時点でその影響があるかないかということ、これははっきりとわからないんですね。私どもとしては、この問題がこれ以上大きなことにならないように、日の出町の皆様方の信頼を回復して、市町村のごみの収集ですとか、そういったことに影響がないように最大限の努力をしないといけないという、そういう私どもの今決意をしているところですので、それがうまくいくように願っているところでございます。

それから、情報公開につきましては、これも先ほど来お話し申し上げておりますけれども、私どもの組合の存在自体を否定される方もいらっしゃいますし、そういった方々の行動をある程度とめておく必要もございまして、私どもとしては、現時点では情報公開条例の制定を考えていないということになります。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 第7番、友清議員。

○7番（友清 節子君） いいです。これ以上は答弁が出ないですね。

○議長（水野 淳君） よろしいですか。

他にございますか。

第20番、桜木議員。

○20番（桜木 善生君） 1点だけちょっと極めて初歩的な質問をさせていただきますが、

よくわからないのは、そもそも実証実験だという、ここは循環組合ですから、多摩川衛生組合じゃないので答弁しにくいところがあるかもしれませんが、このいただきました報告書を読んでいきますと、結論的にはもうこれからはやらないよということの判断をされていますよね。しかしながら、そこに至る経過の中で、府中の市議会議員の情報公開やいろいろなことがあって、先ほど吉野議員の質問の冒頭に、管理者のほうも職員の提案型と、こうおっしゃっていましたが、それ以上よくわからないというのは、経費節減を目的としておやりになったことですよ。経費節減の目的は果たされたけれども、環境面からいってやらないよと、こういうふうに多摩川衛生は言っていますけれども、もしこの一連の流れの中で、情報公開とか中身が、情報開示がなかった場合には、この御組合はこのまま続けていたんでしょうか。

我が市の管内なんか、柳泉園なんかは、いわゆる有害ごみは、多分5、600万だと思えますけれども、不燃で分類していますね、各市民は。乾電池とか蛍光管は時としては電気屋さんが持っていきますよね。そういうふうに皆さんしている中で、実証実験だというんですから、それなりに確たる目的があって、私、どうも財政効果だけじゃないような気がするんですけれども、財政効率だけをお考えになっているのかどうなのか、よくそこがわからないんですが、いずれにしましても今後やらないよと言っていますけれども、経過的に情報公開という一連の流れがあったからやめたのか、それともそれがなかったら続けたのかと、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（水野 淳君） 石川管理者。

○管理者（石川 良一君） あくまでも実証実験でございまして、実験の最終的なデータの取りまとめが9月の下旬、10月の頭に出てきたということで、その結果を見ましても、やるべきではないという結論は当然出ておりますので、今回の情報公開、このことに対する情報公開ということではなくて、硫酸の漏えい事故がございまして、それにかかわる情報公開のときにあわせて情報を出したということで、職員としては、別段そのこと自体が問題になるというふうには思っていなかったというふうな認識も後から聞いておりますけれども、いずれにしろ、情報公開で今回こういう問題に仮にならなかったとしても、いずれにしろ実証実験は今回だけで終わりで、今後一切こういうことはやらないという結論は同じでございます。それは実験上の結果としてもそのように出てきているという認識をしております。

○議長（水野 淳君） 20番、桜木議員。

○20番（桜木 善生君） 試験というのは、試験の結果がよければ、次は継続というのが行

政の仕事だと思っているんですが、これ以上言っても仕方ないかなと思いますけれども、いずれにせよ、よくわからないのは、もともと有害ごみをこの組合は実証実験と称して焼却しちゃったと、飛灰を持ち込んだと、こういう確認でいいんでしょうか。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 今お話があったとおりにというふうに私どもは認識しております。
以上でございます。

○議長（水野 淳君） 他にございますか。

26番、近藤議員。

○26番（近藤 浩君） おおむね3点お伺いいたしますけれども、大体経過とか何かにつきましては、いろいろ詳しく出たというふうに思うんですけれども、1点目は、先ほど来出ております再発防止ということで、いろいろ監視強化とか規定の整備とかされることは大変結構で、抑止効果には非常になってくるというふうに思うんですけれども、最終的に考えると、最後にはやはりもう徹底してやるとすれば善意を信じるしかないということになっちゃうわけなんですけれども、例えば構成市とかに、別に疑うわけじゃございませんけれども、抜き打ちの立入調査とか、そういうことも必要になってくるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、そういうことはできないのか、これまでどうだったのか、あるいはやるつもりはあるのかどうかお伺いいたします。

それから、再発防止の関連で先ほど来同一管理者ということが出ておりますけれども、それはやっぱり同一管理者じゃないような、この際つくったほうがいいというふうに思うんですけれども、何がどう難しいんですかね。先ほど多少出ましたけれども、そんなに難しくはないというふうに私の感覚では、26市あるわけですし、それは簡単にできるというふうに思うんですけれども、それは早急にやるべきだと思いますけれども、その辺についてもう少しお伺いいたします。

それから、2点目は、ちょっと基本的なことをお伺いいたしますけれども、本当今、地球温暖化とか、そういうことが世界中でも騒がれていて、燃やして埋めるという方式は少しずつ減らさなきゃいけないということもございますし、日の出にお願いして、各構成市に対しては延命するためにできるだけごみを減らしてくださいとお願いしている立場なんですよ。そのことを本当にそういうふうに感じているのかどうなのか、もう一回ちょっとその辺をお伺いいたします。はっきりした基本方針をもう一度確認したいと思います。

それから、3点目ですけれども、情報公開の関連で何か裁判でいろいろ大変だというのは

非常によくわかるんですけれども、私も、前の昨年来、別にそんな後ろめたいことがなければ裁判に負けるわけないんだから別に公開したっていいじゃないかということを書いてきたというふうに思うんですけれども、どこがどういうふうに具体的にもう少し何が脅威なのかというのを言っていたかかないと皆さんわからないというふうに思いますので、もう少し具体的にお願いします。

それから、もう一つ、4点目ですが、ちょっと多摩川衛生組合に関連してなんですが、6月15日に塩酸ですか流出事故がありまして、各地に、その事故の間、広域協定でごみの搬入があったんですけれども、西多摩衛生組合にも約2,000トンの搬入がありまして、このときは全然問題には、事故だからしょうがないだろうということで、小金井のときは随分問題になりましたけれども、今回は別に素通りしたという感じなんです、これはこの焼却とこの事故と関連があるんですかね。あったらまた別な話になっちゃうので、ちょっと関連しますが、よろしくをお願いします。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） まず、抜き打ち調査の件ですけれども、私ども、これからの対応としまして、搬入団体の業務日報、それから灰の性質、そういったもののチェックを厳しくさせていただくことを考えておりまして、その中で必要があれば当然そういった抜き打ちの検査ということを行っていきたいというふうに思っております。

続きましては、最終処分場の延命化のお話ですけれども、当然、私どもの業務を続けていくためには、最終処分場をできるだけたせるということが必要なわけですから、これは各市がいろいろとリサイクルなり有料化をして、ごみの減量の努力をさせていただいていると思いますけれども、そういったことをぜひやっていただいて、私どもとしては新たな処分場をつくるというのはもう非常に困難ですので、今の処分場をいつまでも使いたいというふうに思っております。

それから、情報公開の件ですけれども、これも繰り返しになってしまっていて大変恐縮ではございますけれども、その開示請求が大量に出ると、それから非開示もしくは一部非開示に対して訴訟が提起されると、そういう可能性があるということですが、私ども、限られた人数、循環組合の職員24名おりますけれども、ほとんどは処分場の運営ですけれども、そういった限られた人数の中で、大量の開示事務、請求事務、訴訟事務を抱えていくことは極めて困難であるというふうに私どもとしては認識をしているということでございます。

それから、4番目の多摩川衛生組合の塩酸流出と今回の関連ですけれども、これはちよっ

と私どもでお答えできるのかどうかわかりませんが、それについての関連はないというふう
に私どもは聞いております。

以上でよろしいですか。

○26番（近藤 浩君） 他のもとの同一管理者について。

○事務局長（桜井 政人君） 同一管理者につきましてお答えいたしますと、25市1町の各市
は、各市が直営で清掃工場を持っている市ないしは幾つかの市町が共同して一部事務組合を
つくっている市など幾つかございます。そういう中で、清掃工場の一部事務組合の管理者も
しくは清掃工場を持っている市の市長さんを循環組合の管理者とすることはできないという
こととなりますと、私どもの循環組合の管理者が非常に極めて限定されてしまいます。そう
いった形で限定するのがよろしいのかどうか、これは十分検討する必要があると思ってお
ります。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 第26番、近藤議員。

○26番（近藤 浩君） まず、1点目なんですけど、必要があれば抜き打ち検査も考えていく
ということでありましてけれども、その必要があればというその必要ですね、もっと定期的に
抜き打ち検査をやるというのも変な話ですけども、毎年行うとか、何かそういうふうにか
えたほうがいいかなというふうに思ったんですが、必要があればというのは、どの程度の場合
を必要があればというふうに言うのか、回答をお願いします。

それから、同一管理者の問題なんですけれども、これはもう私は副管理者までやっちゃっ
たらかなり限定されるんじゃないかと思っておりますけれども、管理者ということであれば、そん
なに限定はされないというふうに思いますが、それはぜひ早急にやるべきだと思いますが、
いや、それは結構です。

それから、2点目も結構です。

それから、3点目なんですけれども、情報公開について限られた人数でやるのは大変だとい
うことでありましてけれども、何かそのためにいろいろな弁護士さんとかいるんだろうとい
うふうに思うんですけども、そういうあれじゃないのかな。その辺の関係を、何か職員だ
けでそういった調査とかやるわけじゃないと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 必要があれば抜き打ちはするというふうにお話ししましたけれ
ども、灰の性質に今までと違うことが起こった場合、それから業務日報の内容において通常

と異なるような場合については、これは行くと言って行ってしまったら抜き打ちにならないわけですので、ある一定のときに、そういう場合には必要に応じて検査に行くということでございます。

それから、情報公開に関してですけれども、情報開示事務そのものは弁護士さんは全く関係ありませんけれども、仮に訴訟の事務になった場合でも、当然その訴訟の準備段階では、職員がさまざまな資料の作成を行って、その資料について弁護士の意見を聞くということを私どもはこれまでずっと繰り返しております、訴訟にかかわる事務が、これは議員のお考えとは異なるかもしれませんが、私どもとしては相当な負担になっているということをご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） ほかに質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上をもって管理者報告を終わります。

ここで、管理者報告がすべて終了いたしましたので、組織団体の住民以外の傍聴人の退席を求めます。

会議時間も長くなりましたので、暫時休憩いたします。

再開は3時20分にいたします。よろしくお願いいたします。

午後3時06分休憩

午後3時20分開会

○議長（水野 淳君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

[日程第5]議案第4号 平成21年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（水野 淳君） 日程第5、議案第4号 平成21年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま議題となっております議案第4号 平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算収支についてご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

決算額は、記載にございますように、歳入歳出予算現額118億2,168万9,000円に対しまして、歳入決算額は114億8,099万1,949円、歳出決算額は103億134万2,008円でございます。

歳入歳出差引残額は11億7,964万9,941円で、この額が本年度へ繰り越す額となります。

続きまして、平成21年度決算の概略についてご説明を申し上げます。

議案書12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

負担金は、各組織団体へお願いしているものでございます。

都支出金は、針葉樹林から広葉樹林への林相転換に要する経費の東京都補助金でございます。

財産収入の予算額と決算額との差は、基金運用の利率が、経済の低迷によりまして、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

諸収入の予算額と決算額との差は、エコセメント化施設運營業務受託者が使用した公共料金の収入が、当初の見込みを下回ったためなどの要因でございます。

続いて、議案書14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、支出済額で主なものは、衛生費が66億円余り、公債費が34億円余りなどとなっております。

衛生費の主な支出を申し上げますと、二ツ塚処分場費が16億円余り、谷戸沢処分場費が4億円余り、エコセメント事業費が43億円余りでございます。

諸支出金は、繰越金の基金への積み立てなどでございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りのほどお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 引き続き、事務局より内容の説明を願います。

事務局長、桜井君。

○事務局長（桜井 政人君） ご説明の前に、1点訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、経過報告の中で、訴訟の関係でございますけれども、一般廃棄物最終処分場建設差止等請求訴訟の東京高裁における判決の日付でございますけれども、先ほど、本年6月16日というふうに私が申し上げましたが、昨年6月16日に判決があったということで誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、引き続きましてご説明に移らせていただきます。

申し訳ございませんが、着席して説明をさせていただきます。

私からは、別冊、平成21年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算書及び決算関係調書により款項目別の概要につきまして説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、1万円未満を余りとし、省略して説明させていただきます。

9ページ以降が決算事項別明細書になってございます。

まず、10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

第1款 分担金及び負担金は、毎年度管理費分と事業費分とに分けて、各組織団体をお願いしておりますが、予算額どおり93億3,000万円を収入してございます。内訳は備考欄にあるとおりでございます。

次に、第2款 都支出金、11ページの収入済額128万円余は、森林整備事業としての色彩豊かな森事業における補助金で、二ツ塚処分場内の針葉樹から広葉樹への林相転換に要する事業に充てるための補助金収入でございます。

次に、第3款 財産収入は、土地等の貸付収入や各種基金の預金利子など、収入済額1,953万円余で、財産貸付収入は秋川流域斎場組合賃借料など824万円余でございます。

利子及び配当金は、備考欄の4 基金の預金利子収入1,128万円余でございます。

なお、基金の運用につきましては、安全性、信用度、収益性、流通性を考慮し、組合保有基金の状況に即した買付けを行っているところでございます。

第4款 繰入金は、4基金からの繰入金でございますが、まず、1の周辺環境整備対策基金繰入金は2億円でございますが、これは、歳出の日の出町特別交付金に充当しております。

2の組合債償還基金繰入金は、減債として3億7,000万円を取り崩しております。

3の最終処分場等施設整備基金繰入金5億1,000万円は、エコセメント化施設修繕に充当しております。

4の財政調整基金繰入金は、2億609万円余を取り崩したものでございます。

第5款 繰越金は、次ページにまたがりませんが、平成20年度からの繰越金2億2,993万円

余でございます。

第6款 諸収入6億1,414万円余は、まず第1項 組合預金利子は、歳計現金預金利子など134万円余でございます。利率の低迷により、予算額を大きく下回っております。

第2項 雑入は、エコセメント化施設運營業務受託者公共料金負担金収入などで6億1,279万円余でございます。

以上が歳入でございますが、最下段の合計は114億8,099万円余となりました。

なお、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございます。

まず、第1款 議会費は、議員報酬など組合議会に要した経費で、15ページの支出済額984万円余でございます。

なお、平成21年度は、隔年で実施しております議員行政視察を実施した年度であることから、旅費の特別旅費及び使用料及び賃借料の自動車借上料において視察経費が執行されているものでございます。

第2款 総務費は、正副管理者及び理事等の報酬、職員の人件費、弁護士委託料などの管理的経費並びに監査委員費などで、支出済額1億2,253万円余でございます。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の1億2,213万円余は、総務課職員の人件費など経常的運営費でございます。

16ページ、17ページにまいりまして、第11節 需用費や第12節 役務費は定例的な支出でございます。

続いて、第13節 委託料2,243万円余は、裁判にかかわる弁護士委託のほか、掲載のとおりでございます。

なお、不用額380万円につきましては、弁護士費用の変更をお願いし、交渉の結果、240万円余が減少したものなどでございます。

第14節 使用料及び賃借料は定例的な支出でございます。

18ページ、19ページにまいりまして、第18節 備品購入費1万4,000円は図書購入費でございます。

第19節 負担金補助及び交付金は、備考欄のとおりでございますが、3番目の事務連絡協議会視察研修負担金45万5,000円につきましては、先ほど申し上げました議員行政視察の際の随行といたしまして、各組織団体の部課長さんにご参加いただいた際の経費でござい

す。同様に隔年で発生するものでございます。

第2目 監査委員費は監査委員報酬の40万円余でございます。

続きまして、第3款 衛生費でございます。

組合職員の人件費や物件費、各種事業などに伴う委託経費など66億5,468万円余でございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

第13節 委託料では、組合広報紙「たまエコニュース」の発行、ホームページの管理運営経費で4,736万円余でございます。

なお、不用額853万2,400円は、組合広報紙の契約差金560万円余りとISOに係るサーベイランス業務委託を本年1月に認証の更新を見送り、認証を返上したことによりまして60万円が不用額となったことなどによるものでございます。

続いて、第19節 負担金補助及び交付金は、三多摩は一つなり交流事業などの経費に対しまして479万円余を支出しております。

なお、不用額はこの交流事業の残額によるものでございます。

次に、第2目 二ツ塚処分場費は16億884万円余で、二ツ塚処分場の運営管理に係る各種経費、地元への交付金等でございます。

第11節 需用費の主なものといたしましては、次ページ、22ページ、23ページの備考欄にありますとおり、電気料、上下水道料及び修繕料などでございます。不用額につきましては、電気料、上下水道料で当初の予定を大きく下回っております。これは、局地的な大雨の影響が少なかったことによるものでございます。

修繕料の主なものは、二ツ塚処分場浸出水処理施設関係が中心ですが、経年劣化等による修繕でございます。

続いて、第13節 委託料4億5,645万円余は、処分場の管理業務関連、25ページにまたがりますが、運営及び維持業務関連、浸出水処理業務並びに環境調査業務などについて委託を行っております。内訳は、備考欄のとおりでございますが、事業の中心的経費といたしましては、まず25ページの上から運営及び維持業務関連の中の1行目の廃棄物埋立作業業務委託や、浸出水処理業務関連としては、浸出水処理施設運転管理業務委託、また環境調査業務関連といたしましては、生活環境モニタリング調査委託などでございます。

なお、不要額は、前のページをごらんいただきまして、9,118万円余でございますが、これら委託の契約差金でございます。

次ページにお進みいただき、第14節 使用料及び賃借料842万円余は、二ツ塚処分場の覆土材置き場である相沢沖用地賃借料など、定例的な賃借料が主なものでございます。

続きまして、26ページ、27ページ、第15節 工事請負費は、浸出水処理施設生物化学処理槽防食塗装工事の1,785万円でございます。老朽の進んでいる特にコンクリートや塗装が剥離している化学処理槽の防食塗装工事を行ったものでございます。

なお、ここでは備品購入費へ16万7,000円を流用し、その下の備品購入費におきまして、長靴洗浄機を老朽化してさび朽ちていたため、地元対策委員会の立会人さんからの要望があり、危険と判断し、買い替えを行いました。その他、水質検査器具を購入しております。

続いて、第19節 負担金補助及び交付金は10億2,000万円で、地域振興事業負担金は、処分場受け入れに伴う地元日の出町に対する地域振興事業費6億円と、秋川流域開発振興事業負担金として2,000万円でございます。

日の出町特別交付金4億円は、日の出町の平井川清流復活事業など環境施策を初めとするまちづくりを支援するために、20年度及び21年度の2カ年でそれぞれ4億円ずつ支払ったものでございます。21年度が最後の支払いでございます。

次に、第3目 谷戸沢処分場費でございますが、埋め立て完了後の維持管理及び関連工事に係る経費など4億1,224万円余でございます。

第11節 需用費8,351万円余は、浸出水処理施設の運転に係る消耗品、電気料等光熱水費や修繕料などでございます。

続きまして、下段の第13節 委託料は2億7,417万円余でございます。29ページにまたがりませんが、閉鎖管理を行っており、引き続き継続した処分場の管理業務委託、浸出水処理施設運転管理業務や生活環境モニタリング調査などの各種調査を実施しております。

続きまして、第14節 使用料及び賃借料でございますが、処分場内の町有地、国有地の借上料などが主なもので、3,429万円余を支出しております。

なお、流用額8万円につきましては、国有地の土地賃貸借契約の更新に際して、近傍地価等の高騰に伴い賃借料が上昇し、当初予算額に不足が生じたことから流用を行ったものでございます。

第15節 工事請負費は703万円余で、第3期埋立地表面排水側溝設置工事を実施したものでございます。これは、技術委員会の先生方からもご意見をいただきまして、表面に滞留する雨水を排水することで、浸出水としての処理経費を減少させ、下水道料金の削減を図るものでございます。

第18節 備品購入費は84万円余で、pH測定器、イオンメーターの購入のほか、備考欄にありますとおり、44万5,000円を委託料より流用し、サンショウウオ盗難防止対策のために緊急に夜間対応用の赤外線CCDカメラ等を購入したものでございます。

サンショウウオの保護につきましては、防護ネットやグレーチング等で保護、見守りをしておりますが、人的な盗難被害もあったことから、その抑止策として設置をしたものでございます。

第19節 負担金補助及び交付金は、日の出町が実施した谷戸沢処分場水質調査に対する負担金1,152万円余でございます。

次に、第4目 エコセメント事業費は43億6,713万円余で、エコセメント化施設の運営に要する経費でございます。

31ページ、第11節 需用費12億2,044万円余は、電気料と上下水道料などのほか、施設の定期的な年4回の修繕が主なものであります。

なお、エコセメント施設の修繕につきましては、現在、組合直営で行っておりますが、施設も5年目を迎えることになり、大型の修繕を控え、業務等運営の効率化を図るため、昨年度から運営方法の研究・検討を行ってまいりました。

そこで、来年度以降、現在のPFI事業におけます施設の運営委託に修繕を含んだ包括的な委託に変更することで、コスト等の削減を図り、年度ごとの経費を平準化させるべく、残りの15年間の債務負担行為に施設修繕の費用を追加しようと考えているところでございます。

詳細につきましては、2月の予算議会で提案をさせていただく予定でございます。

需用費不用額は3億4,000万円余りで、その内訳は、電気料と上下水道料が当初の予定を下回ったことによるものでございます。

理由といたしましては、各組織団体の焼却灰の減量努力によりまして、エコセメント化施設の運転を効率的に行う工夫や稼働日程の調整を行うことで節約できたこと、特に電気料におきましては、重油価格が安定したことで、東京電力から供給される6万5,000ボルトの特別高圧電力の使用料の値上げがなかったことがこの不用額の理由となります。

第12節 役務費440万円余は、エコセメント化施設の建物保険料でございます。

次に、第13節 委託料では、31億4,178万円余のうち、施設運転業務委託が30億9,610万円余となっており、経費のほとんどを占めております。

なお、不用額8億9,000万円余りは、契約差金もございますが、大きな理由といたしまし

では、先ほど光熱水費の説明で申し上げましたとおり、灰の量が減少したことで効率的な運転とあわせて、使用する重油につきましても安定したことで、エコセメントの施設運営業務委託料が当初の予定を大きく下回ったものでございます。

次に、環境調査業務関連では、環境モニタリング調査など定例的な委託業務以外では、地球温暖化防止策に伴います施策として、温室効果ガス削減対策検討業務などの委託を実施しております。

広報業務関連では、日の出町の行事におけるエコセメントのPR及び構成団体に対するベンチの設置、環境フェア等における広報宣伝業務の委託を行ったものでございます。

第14節 使用料及び賃借料につきましては、エコセメント化施設が利用している新エネルギー産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOが所有する特許権への使用料の支払いなど7万円余でございます。

第19節 負担金補助及び交付金は、青梅市との協定に基づきまして、青梅市長淵市民センターにおける大気中のダイオキシン類等の分析調査の委託料14万円余を支出しております。

次に、第4款 公債費は、32、33ページにまたがりませんが、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の建設工事に係る政府債等の元金及び利子の償還金、合わせて34億2,305万円余でございます。

第5款 諸支出金は、組合が持つ4種類の基金に対して、前年度決算繰越金及び利子として9,122万円余を積み立てたものでございます。

次に、第6款 予備費でございますが、年度中の充当はございませんでした。

以上、最下段をごらんいただきまして、歳出の合計は103億134万円余でございます。

続きまして、37ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出の差引額、これは22年度への繰越額でございますが、11億7,964万円余となっております。

次に、39ページ以降は財産に関する調書でございます。

40ページ、41ページには、土地、建物及び無体財産権の公有財産について記載してございますが、増減の変動はございませんでした。

続いて、42ページの上の表は、30万円以上の物品でございますが、2件が増となっております。

下の表は、基金の状況でございますが、21年度末の残高におきましては、表の右下のと

おり18億円余でございます。

説明は以上ですが、決算書及び決算関係調書のほかに、別冊で一般会計歳入歳出決算審査意見書及び主要事業報告書をお配りさせていただいておりますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

22番、小林議員。

○22番（小林 憲一君） 2点質疑いたします。

1つは、この監査委員の審査意見書の13ページで、上のほうの（4）のところで「行政改革の推進について」というところで「組合歳入の大部分は組織団体からの負担金が占めている。組織団体においては、厳しい財政状況の中、組織や事業のスリム化を進めている。このような折、組織団体からの負担金を最大限効果的に活用するため、組織体制の再編や事務事業の見直し等の行政改革を推進し、更なる効率的、効果的な事業運営に意を注がりたい。」というふうに指摘があるわけですが、これに答える形で、今どんなようなことを組合として考えているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、公債費なんですけれども、実は昨年この決算議会での質疑の中で、公債費にかかわる償還の実績と償還計画なんですけれども、元金と利子なんですけれども、これについては資料を公開すべきだということと言ったんですけれども、それは検討すると、検討した後で報告をするということだったんですけれども、この議会が1年に2回しかないので、私はいまだに報告は受けていないんですけれども、それが検討の結果どうなったのかお答えください。

○議長（水野 淳君） 土岐事業課長。

○参事兼事業課長（土岐 道夫君） それでは、2点目の公債費の件について、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、公債費の償還年次や償還額の推移を示す償還計画と言われるものについて、組織団体のホームページをすべて見てみました。組織団体のホームページを見る限りにおいては、いずれの組織団体も、今申し上げた償還年次や償還額の推移を示す償還計画は公表しておりません。ですから、当組合における公債費の償還計画についても、積極的に公表するものではないと考えております。

ただ、公債費の残高につきましては、すべての組織団体さんが、年度末の残高を公表しておりまして、当組合におきましても、今お手元にある主要事務事業報告書の44ページになりますが、第4表に、現時点での公債費の残高を記載しておりまして、決算時の理事会及び本日の議会において報告を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 内田総務課長。

○総務課長（内田 宏康君） それでは、最初のご質問、行政改革並びに組織体制の見直しに関するご質問に対してお答え申し上げます。

当組合におきましては、先ほど事務局長がご説明申し上げましたとおり、人数的には24名体制で業務を現在行っているところでございます。振り返りますと、18年4月の組合名称の変更の際に、エコセメント化施設の稼働等に伴う組織改正、ここで2名減を行っております。職員数につきましては、今後、業務の事業を見ながら、適宜見直しをしていきたいと思っております。

なお、今後の具体的な見通しでございますけれども、現在、当組合の廃棄物の搬入物のほとんどが焼却灰でございまして、エコセメント化施設で受け入れている実態、それから今後予定をしておりますエコセメント化施設の大規模な修繕、それから地球温暖化対策に伴うCO₂排出量削減に係る改良工事、それからエコセメントの利用拡大の展開など、エコセメント事業の拡大がまだしばらく見込まれることに備えまして、それも含めまして組織の見直しを検討していきたいと思っております。

それから、一方、行政改革の関係でございますが、今申し上げましたとおり循環組合では、職員定数の適正化を図るため、設立当初から事業の委託化を行うなど、民間企業等の保有するノウハウ、こちらを活用しつつ、最小限の職員で効率的な事業運営を行ってきております。

当組合の事業運営におきましては、組織団体からの負担金、これが主な収入となっていることから、今後も、どのような公共的な成果をもたらすかという視点から、事業の改善を可能にする運営の管理の仕組みを構築いたしまして、経営基盤の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 22番、小林議員。

○22番（小林 憲一君） それでは、1点目のほうなんですけれども、今おっしゃられたような形で行政改革は進めているんだということだったんですが、この同じ意見書の9ページ

のほうに、議会費のところでは記述がありまして、この2009年度、平成21年度は、行政視察の実施年ということで、その前の年に比べれば17.5%の増だということなんですけれども、この行政視察というの、ここには隔年実施というふうになっているわけなんですけれども、本来からいけば、必要に応じて実施をするというものだというふうには思うんですが、1つは、隔年実施と、要するに1年置きにやるということの理由と伺いますか、それはどういうふうになっているのかということと、やはり私は必要に応じてやると。この隔年実施ということからすると、来年度実施をするということになっていると思うんですが、そうすると来年度予算にこれを組み込んでいくということになると思うんですが、来年度はどんなふうな目的でこの行政視察をやろうというふうには考えているのか、それをお答えいただきたいというふうに思います。

それから、公債費のほうの償還計画なんですけれども、その組織団体を調べると、どこも公開をしていないんだというふうにおっしゃったんですけれども、エコセメント化事業というのをこの組合でやっていて、それは構成市にも莫大な負担を求めているけれども、しかしこれは、ごみを最終処分することと、それから処分場を維持することから考えるとやむを得ない事業だということで、だからそれにどれだけお金がかかっていて、これからどれだけ償還していかなければならないのかということをやっぱり構成市の住民がきちんと私は知ることが非常に重要なことだというふうに思うんです。先ほど、情報公開の話がありましたけれども、やっぱり住民と一緒にこの問題を考えていくということからいけば、何も隠す必要は全くないと、構成市がやっていないからやらないということではないんじゃないかなというふうに思います。

それで、例えば構成市で公開していないというふうに言いますが、例えばそれぞれの構成市の決算議会などでは、請求をすればそういう資料は出てくるはずだというふうに思うので、何も隠す必要はないんじゃないか。逆に、それを公開しないということであれば、こういう理由で公開しないんだと。先ほど、情報公開条例については裁判をやっていて、それができると、その裁判を起こしている人たちから言ってみれば乱用されるおそれがあるというようなことをおっしゃっていたわけなんですけれども、じゃどういう理由で公開しないのかということについてきちんと説明すべきだというふうに思います。それが説明できなければ、私は、公開をして例えばさっき言いました事務事業報告書にちゃんと載せるということも含めて検討すべきだと思いますが、その点について伺います。

○議長（水野 淳君） 内田総務課長。

○総務課長（内田 宏康君） それでは、最初のご質問、議員さんの行政視察の隔年実施の関係についてお答えをいたします。

決算にもございますとおり、隔年ということで実施をしてきているわけですが、1つには、私どものこの組合議会にご選出をいただく議員さんの皆さんが、おおむね大体2年交代ということがございますので、昨今、視察の関係につきましてはいろいろと議論があるわけですが、こういった最終処分場と、それから私どもはエコセメント化施設というのもございますけれども、こういう特別な特殊な施設につきましては、やはりいろいろとご議論いただく中で、そういった場所をご見学いただいて、見聞を広めていただくということが1つの目的でございます。

それから、来年度予定ということで、現在、積算の事務を進めているところでございますが、まだ具体的には決定はしていないところでございますけれども、ただ、先ほども報告申し上げましたとおり、今、谷戸沢処分場、25年経ちまして、自然復活という形でご報告を申し上げまして、さらにまたそれに対しましてマスコミ関係、新聞関係でも多く取り上げてきている。それから、地元の方々も、やはりその自然回復に関しては大変強い関心を持っていらっしゃるということで、谷戸沢には、ビオトープが清流復活の池の中にあるのですが、その自然回復の関係についてどこか参考になるところがないかなというところで、現在、候補地を調整、当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 土岐事業課長。

○参事兼事業課長（土岐 道夫君） 先ほどの小林議員のご質問なんですが、繰り返しのになってしまいますが、他の組織団体で公表していない以上、当組合が積極的に公表する理由はないと考えております。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 他に質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

よろしいですか。

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

24番、露木諒一議員。

○24番（露木 諒一君） 24番、羽村市の露木でございます。座って討論させていただきます。

議案第4号について、賛成の立場から討論を行います。

平成21年度決算は、予算現額118億2,168万9,000円に対し、歳出決算額は103億134万2,008円、執行率は約87%となりました。そして、歳入歳出差引額である実質収支額は約11億8,000万円になり、22年度に繰り越されることになりました。この収支を生み出したのは、エコセメント化施設で使用する重油の価格が、年間を通して落ちついた水準で推移したことや、大雨による影響が少なく、上下水道料や電気料金が見込みと比べ大きく下回ったことが要因であります。あわせて、循環組合を構成する各市町が日ごろの努力により搬入量を減少させ、この結果、経費の節減がなされたことが重要な要因の一つであると考えております。予算執行に当たっては、事業内容を精査し、不要と判断されたものについては、改めて実施を見送るなどの見きわめがなされたものと理解いたしております。

今回の決算は、エコセメント事業が始まってから通年ベースで3年目の決算となります。原油価格の動向や施設修繕にかかわる資材の値動きなど、経済情勢の影響を大きく受ける事業でございます。今後は、経年に伴う規模の大きな施設の改修なども出てくるものと思料いたしますが、入るを図りて出るを制するという原点に立ち返って、来年度予算の策定に生かしていただきたいと念願するものでございます。

環境対策につきましては、各種調査でも周辺環境に影響はないとの結果が出ており、地元の皆様にもご理解をいただいているものと改めて認識をいたしております。また、谷戸沢処分場の自然回復が進み、貴重な動植物が戻りつつあることは大変喜ばしいことであり、評価されるところであります。廃棄物処理に万全を期すためにも、必要な経費がかかることはやむを得ないことではあります。組合への各組織団体がどこも厳しい財政状況にある中、多額の負担金を捻出しております。さらなる循環組合全般の運営経費の削減に努めていただくことはもとよりでございますが、決算により生じた繰越金は積極的に基金に積み立て、各団体の負担金への影響を少しく抑える努力をお願いしたいと思います。

最後に、処分場やエコセメント化施設は長期間にわたり運営することになりますが、これらの運営に対しまして、日ごろよりご理解、ご協力をいただいております日の出町の皆様に心より感謝と敬意を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（水野 淳君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野 淳君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 平成21年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（水野 淳君） 挙手全員であります。

ありがとうございます。

よって、本案は原案どおり認定することに決定いたしました。

〔日程第6〕議案第5号 平成22年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（水野 淳君） 日程第6、議案第5号 平成22年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案書17ページ、議案第5号 平成22年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、平成21年度の繰越金を整理するために、第1条に記載のとおり、10億2,964万9,000円を追加し、歳入歳出ともに、総額を126億2,052万9,000円とするものでございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（水野 淳君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 今回の補正予算の内容等につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、管理者からもありましたように、平成21年度の繰越金が確定したことに伴いまして、歳入では繰越金を、歳出では諸支出金の基金費を増額するものでございます。

議案書の20ページ、21ページをお開き願います。

議決を受ける第1表、歳入歳出予算補正では、歳入が第5款の繰越金、第1項の繰越金で10億2,964万9,000円の増額をいたします。

右のページ、21ページの歳出では、第5款の諸支出金、第1項の基金費で、ただいまの繰越金補正額全額を積み立てるものでございます。

23ページから27ページは補正予算の関係資料でございます。

なお、積み立てる基金費の内訳を説明いたします。

27ページをごらん願います。

表の右の説明欄ですが、組合債償還基金と財政調整基金に積み立てるものとしております。組合債償還基金につきましては、今後の減債のために積み立てるもので、21年度末の残高約3億6,000万円から今年度の取崩し予定額2億5,000万円を差し引きますと、残高は約1億1,000万となり、補正後は約5億1,000万円となる見込みでございます。

また、財政調整基金は、今後の財政需要に対応するために積み立てるもので、21年度末は約4億3,400万円ですが、今年度の取崩し予定額約4億900万円を差し引きますと、残額は約2,500万円となり、補正後は約6億5,000万となる見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 平成22年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（水野 淳君） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第7]議案第6号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

[日程第8]議案第7号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（水野 淳君） 次に、日程第7、議案第6号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第7号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、ともに関連がございますので、会議規則第32条の規定により一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第6号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第7号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案書29ページをお開き願います。

本案は、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員の超過勤務の免除の制度の新設など、所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、議案書35ページをお開き願います。

本案は、育児休業法等の改正に伴い、育児休業等を行うことができる職員の範囲を拡充するなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） それでは、説明させていただきます。

議案書の29ページをお開き願います。

本案の内容につきましては、ともに育児休業等に関する案件でございます。

まず、議案第6号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正内容は、31ページからでございますが、33ページの改正条例の新旧対照表をごらん願います。

まず、第9条では、育児又は介護を行う職員の配偶者の定義を「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む」に改正し、第9条の2及び第9条の3では、育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除及び制限の制度の新設を行います。

さらに、34ページの第16条の特別休暇においては、短期の介護休暇を制度化するものでございます。

なお、附則で、この条例の施行は公布の日からとありますが、平成22年11月1日の施行を予定しております。

続きまして、議案書35ページをお開き願います。

議案第7号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案に係る議案書、資料は42ページまででございます。先ほどと同様に、改正内容と新旧対照表をお付けしております。

39ページをお開き願います。

改正内容は、育児休業・部分休業をすることができる職員等の範囲の拡充などございまして、第1条は引用条項の整理でございます。

第2条、第3条及び40ページの第5条では、配偶者の状況にかかわらず、職員は育児休業を取得することができることとするもの、また子の出生の日から57日間以内に最初の育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても、再度の取得ができることとするものでございます。

第6条では、育児休業をしている職員の期末手当等を支給できる範囲を拡充します。

また、第7条では育児休業を終了した職員の職務復帰後における給与等の取扱いを改正するもの、第8条から第10条までは今回の改正に伴う規定の整理を行います。

当組合におきましては、育児休業取得の実績はございませんが、法改正の趣旨にかんがみ、規定の整備は東京都や組織団体と同様に行うものでございます。

また、施行日でございますが、先ほどと同様に本年11月1日を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（水野 淳君） 以上をもって説明は終わりました。

議案第6号、第7号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより議案第6号、第7号について一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案の採決につきましては、それぞれ個別に行うことといたします。

まず、議案第6号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（水野 淳君） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（水野 淳君） 挙手全員であります。

ありがとうございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案が出ております。

これより暫時休憩といたしまして、ただいまからブロック代表者会議を開催いたしますので、会議室にお集まり願いたいと思います。

本会議の再開は16時25分といたします。

午後4時09分休憩

午後4時23分開会

○議長（水野 淳君） 定刻前ですが、再開したいと思います。

ただいまより本会議を再開します。

ただいま稲城市荒井議員外3名より議案が提出されました。

直ちにブロック代表者会議を開催し、議員提出議案の要件等を確認した結果、様式、人数ともそろっておりますことから、これを議題とすることといたします。

お手元に追加日程をお配りいたします。

[追加日程配付]

[追加日程第1]議員提出議案第1号 東京たま広域資源循環組合の業務の安全に関する信頼性を回復させるための決議

○議長（水野 淳君） それでは、追加日程第1、議員提出議案第1号 東京たま広域資源循環組合の業務の安全に関する信頼性を回復させるための決議を議題といたします。

本件は議員提出議案であります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

荒井健君。

○23番（荒井 健君） それでは、皆さんのお手元に決議が渡っていると思いますけれども、私のほうから簡単に提案説明をさせていただいて、皆さんのご質疑を得て、この決議が採択されますようお願いをすところであります。

ご承知のように、私たちのこのたま広域資源循環組合は、一般廃棄物の最終処分場を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理に対する事務と、焼却残さ等の処理を広域的に行

う事業に関する事務を行うために組織された一部事務組合であります。

この事業は、皆さんももとよりご承知のとおり、この最終処分場の設置に当たって、日の出町とその団体、関係者に対して大変なご協力をいただき、その信頼の上に成り立っていることも皆さんもご承知のとおりであります。

さて、今回の多摩川衛生組合からの有害物の焼却残さを持ち込まれたことは、組合がこれら日の出の団体との間に取り交わした公害防止協定の根幹に触れる行為であり、まさに信頼関係を損なう行為であります。一步誤れば、最終処分場の存続にも影響しかねない重大な事件だというふうに認識をしております。組合は、まずこのことに対して、日の出町及び関係者、関係団体に誠実に陳謝をすべきだというふうに思っております。

また、今回の起因責任を明確にして厳正に処分を行うということをここで決議もしてありますけれども、先般の質疑で明らかなように、実は資源循環組合がこれを認知したのは9月1日であります。この起因する実験等が実施されたのは昨年12月、さらには今年の2月ということでもあります。それ以来、そのことについては全く伏せられてきて、先ほどの質疑があったように、府中の議員から情報公開があつて、他の案件で情報公開であつて、それに伴って提示された資料の中にこれが入っていた。このことについても、この段階でも、それこそ多摩川衛生組合からは、循環組合にもそれほど構成市にもなかったというのが実態であります。

なぜこれが浮上してきたかという、ネットの議員が構成市においてそれぞれこのことについて一般質問をするよということがはっきりした段階で、私たち稲城市の議員も8月26日になって初めて知られるということが実態でございました。

私が、今、循環組合の問題でございますので、あえて循環組合で言わせていただくと、循環組合の事務局は知らなかったけれども、管理者は知っていたわけであり、そういう意味では、私は、このことは単に過失ではないというふうに思うんですね。やはりそういう意味では、持ち込ませないという管理者が持ち込んでしまった。これは、先ほど管理者のほうから、いや、そういうことについての認識の甘さがあった、そんなことが通用するのだろうか。大変な思いをして、この処分場を設置した歴史からいって、そういうことが通用するのだろうか。もちろん今、冒頭、三鷹の議員さんの質疑の中で、もう本当に最高におやめになるということで明確にしたじゃないかと言いましたけれども、私は、そのことが過失でこういうことになった場合は、それはそれでいいというふうに思うんですが、やはりそういう部分ではこれは確信的な行為だというふうに思わざるを得ない。

だとすれば、単にやめるから後はお願いねということでは済まされないのではないかと。少なくとも管理者が認知をした状況の中で、3月以降、2月以降持ち込まれているときに、その管理者をやっていたということについては、私は管理者の手当も本当に極端に言えば返納させてもらうというぐらいの責任のあることだというふうに思います。

そういうことをきちんとしない限り、きちんとこの問題の本当の本質は解決しない。そのことをやっぱりきちんとすることが大事だというふうに思っております。もちろん、そういう厳正な職務を行うとともに、再発防止に向けた方策を明確にして取り組むべきだというふうに思いますけれども、もちろん事件を認識して以降、事務局を中心に大変な思いで日の出町に伺ったり、さらには再発に向けての取り組みを何とか方策を考えていることも、私も重々承知をしているところであります。

したがって、そういうことをさらにきちんと後押しをする意味でも、議会としてそういう姿勢をさらに後押しをするという意味で、決議をすることによって整理していただくということが必要なんだというふうに思いますし、先ほど来議論になっている情報公開制度の問題でありますけれども、私も、この一部事務組合という目的のある団体の中で、今大変な裁判を抱えている中で、即情報公開をここでやるということはかなり困難だろうというふうに思っております。

ただ、少なくともこういう事件を通して何かやっているのではないかとという不信感を持たれたようなことは事実でありますし、そういうことを防ぐ意味でも、開かれた組合事業という意味で、ある意味では情報公開に向けての取り組みも検討すべきだというふうに思っております。

以上が、今回提案をした趣旨であります。

ただ、つけ加えますと、ご案内のように、皆さんも本当に思われているんだろうと思うんですが、私自身が今回有害物を持ち込んだ多摩川衛生組合の構成市の一人であります。なおかつ、管理者を抱えている議会の議員であります。そういう意味では、本来であれば、皆さんにご迷惑をしたということでおわびをしなきゃいけない立場で、この決議を出すことについては……

[「違うだろう」と呼ぶ者あり]

○23番（荒井 健君） じくじたる思いがあるのでございますけれども、やはりそういう意味では……

[「非常識だな」「自分のところで行ってこいよ、じゃ」と呼ぶ者あり]

○23番（荒井 健君） 基本的にその部分については、私は、稲城市議会のほうから、たま資源循環組合において、やはり事業の円滑な運営について責任を持って任務を遂行してこいということで送り出されている議員でありますし、このたま循環組合の議員として、それこそこの円滑な業務の遂行を確保していくという立場でございますので、そういう立場で決議を提案させていただいたというふうに思っております。

ひとつ皆様のご理解をいただいて、決議が採択されるよう心からお願いをして、私の提案理由としたいと思います。

○議長（水野 淳君） 以上をもって説明は終わりました。

提出議員に対する質疑はございませんか。

8番、小林議員。

○8番（小林 市之君） 調布市選出の小林でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま稲城市の代表議員として選出された荒井議員より、とうとうと提案理由を述べていただきましたので、私から荒井議員にお尋ねを何点かささせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、この決議でありますけれども、提出者が稲城市の荒井議員ということで、この稲城市議会としてのこれは総意として提出をされていると私は理解をするわけではありますが、この点についてどういうことなのかお聞かせください。

私どもは各市議会の代表としてこの場にいさせていただいているわけであります。その辺のところを踏まえてお答えをいただきたいと思います。

この決議がそもそも原因となった一部事務組合の構成市の議員から提出をされている。当組合議会として、本当に議論の対象にこれはなるのかなど。筋論として理解しかねると私は思います。

[「そのとおり」と呼ぶ者あり]

○8番（小林 市之君） 一部事務組合が行ったことに端を発していることを別の一部事務組合に責任をかぶせるような、こういう決議ではないのかな。今回の問題の原因は何であると稲城市選出の荒井議員は認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

先ほどもるるお話をされていた。それでは、稲城市議会でのチェックはどうだったんでしょうかと、こんなふうにも私は思います。

そもそも、当事者である稲城市の市議会を代表する議員から、この議会ですら陳謝があつてしかるべきじゃないでしょうか。

[「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり]

○8番(小林 市之君) 組合議会の信用を失墜させたというふうに私は思います。

日の出町議会から循環組合に対して抗議文が届いております。この抗議は、循環組合のみならず、この組合議会への抗議と私は一体ではないかというふうに思っているところであり、循環組合の理事者は9月13日に日の出町議会に出向いて陳謝をしているわけであり、しかし、循環組合として、この組合の議会として何ら日の出町議会あるいは日の出町の住民の皆さんに謝罪を、要するに陳謝をしておりません。本来であれば、循環組合の執行部と一体となってこの陳謝をすべきではないかなと、そういう提案が私は稲城市さんから出てくるのかなというふうに思っていたんですよ。しかし、それが執行部に対する陳謝とか、どういうお立場でいらっしゃるのかなというふうに思います。

この決議に対して、多大なご理解とご協力をいただいている日の出町の皆さんは、この決議が出たときにどう思うんでしょうか。議会が執行部に対して組合の陳謝や、あるいは責任問題を追及するがごときのこの内容、これは内部の話であります。幾らでも議会の中で質疑できるわけであります。

このような内部のことを決議すること自体、私ども組合議会のチェック機能が疑われるのではないのでしょうか。このことについてご見解をいただきたいと思います。

○議長(水野 淳君) 荒井議員。

○23番(荒井 健君) 今、お話をしていただいた、ご質疑をいただいた趣旨というのは、痛いほど私のほうにも伝わってまいった。

[「だったら、撤回しろよ」と呼ぶ者あり]

○23番(荒井 健君) 今、発言中でございますのでね。

稲城市議会は、ご案内のように、先ほど言ったように、東京たま広域資源循環組合の円滑な運営ということを基本的に進めていくべきだという立場であります。その立場から、その代表として私を選んでいただいた。私の任務は、まさにそのことの立場から、予算・決算業務についていろいろなことがあれば、そういう立場からきちんと討議に参加していく、これが私に与えられた任務だというふうに理解をしておりますので、そのことについては、その延長線上の業務だというふうに私は理解をしております。

[「決議はちょっと違うんじゃないの」と呼ぶ者あり]

○23番(荒井 健君) それはいろいろ見解がありますから、それはそれで。

それで、そういう立場で稲城市議会としては、今どういうふうな状況になっているかと

いうことについてお話をいたします。

稲城の市議会は、先ほど冒頭言いましたように、それはお恥ずかしい話ですが、8月26日にこのことが知らされる。議会としては非常に異例な形で、これは大変な事態だというふうに認識したことは事実であります。ただ、実際に稲城市議会のルールとして、決議が出せる、9月議会にルールとして決議が出せるというのは、残念ながら8月24日でございますから、決議は出せませんでしたけれども、稲城市議会の委員会は、その本会議が開かれている間は、議案を審議するというので、そういう休止案件については取り扱わない。要するにそういう案件、所管事務については取り扱わないということがあったんですが、これは非常に重要な案件だということで委員会で取り上げて、基本的に稲城市として、多摩川衛生組合に対して、やはりこういうことを起こしたことについて、きちんと対応していただくということを申し上げて、昨日も委員会を開いてきたところであります。

そういう意味では、そういう流れの中で、私の与えられた任務として、私の任務としては、そういうことをきちんとこの循環組合の中で安定した運営を確保するという立場で生じたことについては、きちんと発言をしていくというのが私の任務だというふうに思っておりますので、そういうふうに理解をしております。

それから、もう一つ、原因は何かというお話でございました。

原因は、先ほど来言ったように、これは多摩川衛生組合の中で職員提案制度をとということがどうかということは別として、管理者の決裁のもとで行われた事件であるということとはもう紛れのない事実であります。原因はそこにある。

さらに、まず陳謝をしなければならないのではないかと。これは、私たちの委員会の中で議論をしたときも、いろいろな方々から、それこそ、これは多摩川衛生組合の問題であるけれども、稲城市議会としても構成市並びに日の出等についてやはり行っておわびをすべきじゃないかという議論もちゃんとありました。であったんですが、そのことについては、直接今の状況の中で稲城市が行く、そういうことということではなくて、多摩川衛生組合、それこそ広域資源循環組合と協議をして、このことについて対応していこうということに一応今の時点ではなっているところであります。

そういう状況で、本来、私は、冒頭、提案理由の中で言いましたけれども、本当に稲城市の議員としては、提出することについてじくじたる思いがあるんですが、私は、それこそ議会が組合の中でやっぱり議会としてもそういう姿勢を持っているんだよということをきちんと意思表示をしていくこと、そのことがすごい大事だというふうに思っております、今回こ

ういう提案をさせていただいたというふうに思っております。

○議長（水野 淳君） 第8番、小林議員。

○8番（小林 市之君） 意見、随分すれ違いがあるようですので、もうこの辺で終わりますけれども、全くその反省の色がない。すべて市に、あるいは組合、多摩川衛生に投げている。要するに、稲城市議会としてどういうチェックが働いたのか、この循環組合の議場に来て、皆様に申し訳ないという思いが伝わってこないんですよ。あなたの市が、あるいはあなたの組合がやったことが、日の出町の住民にとって、議会にとって、この循環組合、何をやっているんだと、循環組合の議会は何をしているんだというふうに思われているんですよ。私だって、日の出町の議員さんとよく会いますけれども、そういう目で見られている。その当事者のあなたが、ここに提出者として出すこと自体、見識を疑いますよ。

以上です。

○23番（荒井 健君） いいんですか、意見で。

○議長（水野 淳君） 答弁はよろしいですね。

提出議案に対する質疑はございますか。

5番、山井議員。

○5番（山井 正作君） 青梅の山井でございます。

今、提案者から話がありましたけれども、きのう委員会を開催したということでもあります。その前の話の中で、議会の総意みたいな言い方をしながら、予算・決算の審査に臨むと、延長線上だという話がありましたけれども、きのう委員会を開催しているということですから、この委員会でこの決議の提案の話をしましたか、していませんか。まず、それを明確にしてください。これがうそだとすれば、さっきの答弁と違いますよ、これ。

それから、もう一つ、この多摩川衛生組合はどのような決議をしているんですか、議会として。まずそこでやるべきでしょう。それがあってこっちに来るんじゃないですか。違いますか。

[「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり]

○5番（山井 正作君） それから、この5行目以降、誠実に陳謝をすべきと書いてありますけれども、先ほど報告の中で、管理者が陳謝しているんじゃないですか。全くさっきの報告を聞く前につくったこの案文です。これじゃ話にならないぞ。それはどう考えますか。

それから、この事態の起因と責任を明らかにする、先ほど報告の中で明らかになっているんじゃないですか、違いますか。

それから、その責任の所在を明確に。管理者がどちらも責任をとってやめると言っているわけでしょう。それはどういうふうに責任をとるんですか。この文書が出たらどうなるんですか。我々は何にもやっていないことになるんじゃないですか。事実と全然違うじゃないですか。こんなの受けられないですよ。どう考えていますか、明確に答弁してください。

○議長（水野 淳君） 23番、荒井議員。

○23番（荒井 健君） 今、山井議員のほうからご質疑をいただきました。昨日、委員会があったことは事実であります。委員会の中で、このことについては当然この問題について議論をしたということをご案内のとおりであります。

○5番（山井 正作君） はっきり言って、わからないから。

○23番（荒井 健君） この問題について質疑をしたことは事実でございますが……

〔「違う、決議の話をしているんだ、決議の」と呼ぶ者あり〕

○23番（荒井 健君） ちょっと聞いてくださいよ。

私は、少なくとも先ほど冒頭言ったように、たま広域資源循環組合の議員として、少なくとも円滑な業務運営に進むようにということで送り出されている議員でございますので、その延長線上の私は任務だというふうに思っておりますので、当然のこととして、そのことについては特に時間の関係で出しませんでしたが、そういうふうに思っております。

〔「話にならないよ」「終わり、終わり」と呼ぶ者あり〕

○23番（荒井 健君） それから、もう一つ、多摩川の衛生組合の決議であります。これは、多摩川衛生組合の議会が11月16日に開かれることになっております。当然、私どもは、多摩川衛生組合に議員を送り込んでおりますので、その中できちんとした議論をしていただくというふうに思っております。

〔「本人も議員だろう」と呼ぶ者あり〕

○23番（荒井 健君） いや、違います。私は多摩川衛生組合の議員ではございません。

〔「さっき、だってそういう説明したじゃない、別室で」と呼ぶ者あり〕

○23番（荒井 健君） いや、そんなことは言っていません。

それから、3点目、本来やっぱり陳謝すべきなんじゃないかと。先ほどこのことについては言ったつもりでありますし、もう既に極端に言えば管理者から陳謝があり、やめるという話があるじゃないかと、本当にそれで済むんだろうかというふうに思っております。私も、本当にじくじたる思いで言わせていただいているんですが、やはり多摩川衛生組合の起きたことについては、もう少しきちんと責任のありようがあるのではないかとこのように思っております。

おります。

以上です。

○議長（水野 淳君） 5番、山井議員。

○5番（山井 正作君） どうもちょっと自分のその質問の趣旨をよく理解されないようだけれども、自分の思いだけでしゃべっていますけれども、先ほど、多摩川衛生組合で11月16日に議会を開催するということですね。おかしいじゃないですか。こんな問題があつて、むしろ皆さん方が働きかけをして、きょうのこの議会の前にちゃんとやるべきことをやって、我々はこのふうになりましたと。したがって、この循環組合に大変ご迷惑をおかけしたと。したがって、循環組合として次のステップとしてこういうことをお願いするというならわかりますよ。順序が逆ですよ。そんなの世の中通りますか。おかしいじゃないですか。あなたはそういう考え方でずっと議員をやっているんですか、自己中心的に。それでよく市民が理解しますね。おかしいじゃないですか。

○23番（荒井 健君） それはご意見でいいんですか、質疑なんですか。

○議長（水野 淳君） 答弁はいいですか。

○5番（山井 正作君） いや、何で先にやらなかったんですか。本来だと、それが筋じゃないですか。

○議長（水野 淳君） 23番、荒井議員。

○23番（荒井 健君） ご案内のように、山井議員もご承知のように、それぞれの一部事務組合も1つの地方公共団体でありますから、そういう意味では独立した機関であることは間違いありません。当然、その構成の議員というの、当然おりますし、管理者もおります。それをそのことを超えて、ほかの構成市が必要以上のことを言うということとはできない。少なくともそこに参加をしている議員が、その議員としての任務においてその業務についてきちんと点検をするというのが私は基本だと思います。

そういう意味で、私は、私のそれこそ参加をしているこの組合の中で、本来のあり方をすべきだろうということで提案しているわけでありますから、そういうことをひとつご理解いただきたい。

多摩川衛生組合は、そういう事態の中で、それこそ構成市を含めて今回の事態になったことについて、本当に構成市も憤慨をされていて、この前、緊急に議会とは別に全員協議会が開かれたところであります。その中で、やっぱりこの問題が整理をされて、それこそ11月16日の議会の中では、一定の話が出てくるのではないかというふうに私は思っておりますが、

全員協議会の中でそういうことがきちんと整理をされたというふうにはまだ認識をしておりません。

○議長（水野 淳君） これにて提出議員に対する質疑を終了いたします。

続いて、理事者に対する質疑はございませんか。

20番、桜木議員。

○20番（桜木 善生君） 20番、桜木です。

ちょっとすみません、よくわからないんですけども、ちょっと状況を把握されていたら教えてもらいたいんですが、その多摩川衛生組合というのは、府中、国立、狛江、稲城というような構成市ということはわかるんですが、多摩川衛生組合で11月16日に何かをされようということじゃなくて、その前段で何かされたことというのはあるんでしょうか、構成市を含めて。ちょっとその辺の情報をキャッチされていたら教えてください。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） お答え申し上げます。

私どもが多摩川衛生組合から伺っている情報では、10月19日に、多摩川衛生組合で全員協議会を開催しまして、今回の件について議論したと、そういうことを聞いております。

[「10月19日」と呼ぶ者あり]

○事務局長（桜井 政人君） はい、そうです。

以上です。

○議長（水野 淳君） よろしいですか。

○20番（桜木 善生君） はい。

○議長（水野 淳君） では、提出議員に対する質疑は終了いたします。

続いて、理事者に対する質疑はございませんか。

25番、大塚光男君。

○25番（大塚 光男君） 大塚でございます。

先ほどからの質疑を聞いておりまして、ご答弁の中にも、多分これも重複されるかと思いますが、私は、どうしても今、荒井議員のご提案というのを理解しようと思っておりますが、やっぱり理解できない、私はね。その点について一応理事者側のご意見なり、またご見解がございましたらば、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 私ども循環組合の見解についてのお尋ねでございますけれども、

循環組合といたしましては、先ほど報告書にも記載いたしましたとおり、今回の件につきましては、日の出町の住民、町議会の議員、日の出町長、その他関係者に対して既に陳謝をしております。また、その責任の所在を明確にするために管理者が辞職の申出を行っております。また、再発防止策につきましても、既にさまざまな実施策をお示ししております。それらを行うことによって失われた信頼の回復に努めるというふうに考えてございます。

一方、情報公開制度の導入につきましては、循環組合の存在自体を否定する方々がまだ存在する中で、制度の導入を行えば、業務を妨害する目的で大量反復的な開示請求を行う可能性があり、また、非開示または一部開示にした場合の訴訟を提起される可能性もあり、それらに伴う膨大な事務量で、組合の業務運営に重大な支障が出るおそれがあることから、現時点では条例の制定は困難だと考えてございます。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） 25番、大塚議員。

○25番（大塚 光男君） ありがとうございます。

私は、今の局長からご説明、本当によくわかります。今後とも、その信頼の回復ということにぜひ努めていただきたいと思いますので、意見をもって終わりにいたします。

○議長（水野 淳君） ほかに質疑はございますか。

21番、天目石議員。

○21番（天目石 要一郎君） これ、決議というのが東京たま広域資源循環組合って、要は被害者なわけですよ。知らず知らず薬かと思ったら毒を盛らされちゃっているのが資源循環組合ですから、多摩川衛生組合に対してきちんとやってくれというのだったらわかるんですよ。何で被害者が謝らなきゃいかなのかなというのが、まずそれでなんです。それで理事者に聞きたいんですが、平成22年9月6日に循環組合として多摩川衛生組合に対して文書で適正処理を徹底するということをされたということなんです。本来だったら、勝手に毒を盛ったものを処分場に持ち込まれたということですから、猛抗議をするべきであったんではないのかなと。いいかげんなものを入れてくれるなど。文書だけじゃなくて、それこそ多摩川衛生組合のどっちも管理者が一緒だからやりづらいと思うんですが、抗議をするべきであったんではないのかなと思うんですが、もし文書でも、二、三行でしかないのか、循環組合としてその衛生組合に対してどのような対応、これ以降でもとられてきたのか、徹底した抗議なり、再度もうこういっことは絶対やらないでくれというようなことをどういうふうにしてきたのかというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（水野 淳君） 桜井事務局長。

○事務局長（桜井 政人君） 循環組合の対応についてのお尋ねですけれども、9月6日に私どもから多摩川衛生組合に対して要請した文書の中には、今回の件に対して循環組合として遺憾であるという形で遺憾の意を伝えてございます。その後、多摩川衛生組合に対して、早急に再発防止策を私どもの循環組合に提出するよう求めておりまして、今その再発防止策について、多摩川衛生組合が4市で調査委員会を行っているという状況でございますので、それに対して、私どもの考え方として、こういうことを直すべきだという形でいろいろな提案を多摩川衛生組合に行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（水野 淳君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） これにて理事者に対する質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

15番、石塚陽一議員。

○15番（石塚 陽一君） 15番、国立の石塚でございます。

座って討論をさせていただきます。

議員提出議案第1号について、反対の立場から討論を行います。

本日の定例会におきまして、管理者報告の中でもご説明がございましたが、日の出町議会に対して、再発防止策の徹底を図り、失われた信頼回復に努めるという強い決意を示し、その対応策が具体的に示されたところであります。また、今回の件については、責任の所在を明らかにするために、管理者自らが辞職するという大変重大なご決断をされたこともご存じのとおりであります。

ここで改めて厳正な処分を議会として議決することは、真摯な姿勢で管理者と理事の皆さん、そして議会が一緒に対応しようとしている現況から、私は違和感を覚えるところであります。

また、提出議案に提起されています情報公開制度導入につきましても、先ほど理事者側からの答弁にもありましたとおり、現時点では導入する段階ではないということございまして、私もこの考えに賛同するものでございます。私ども循環組合が裁判で争っている渦中で

制定すべきでないということは、議員の皆さんも十分理解できるものでございまして、議会としましても、このことを踏まえた上で決議するということはいかがなものかと思わざるを得ません。

また、一部事務組合の議員は、この組合の目的遂行のために最大限の努力をすべきであって、自分たちの責任転嫁を行い、非難する場ではありません。つまり、組合の設立趣旨に反する行政体は、自らの市においてすべてを処理、対応すべきであると言いたい。

このような現状を勘案して、今回の議員提出議案について、私の意見を申し上げ、本件決議に対する反対討論といたします。

○議長（水野 淳君） ほかに反対討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 次に、本案に対する賛成の討論の発言を許します。

賛成の討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

10番、森戸議員。

○10番（森戸 洋子君） 採決に当たって、私は退席をいたしますので、お取り計らいをお願いいたします。

○議長（水野 淳君） 退席ということで、10番、小金井の森戸議員から発言がありました。

これについて、退席を許可いたします。

[10番、森戸洋子君退席]

○議長（水野 淳君） これより議員提出議案第1号 東京たま広域資源循環組合の業務の安全に関する信頼性を回復させるための決議について挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（水野 淳君） 挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

[10番、森戸洋子君着席]

○議長（水野 淳君） 以上で議案の審議は終了いたしました。

その他といたしまして、事務局から発言の申出がありますのでお願いいたします。

北田環境課長。

○参事兼環境課長（北田 真吾君） 環境課長の北田でございます。

私のほうから、谷戸沢処分場におけるオオムラサキの生育状態についてご報告いたします。カラー刷りの別添資料をごらんいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。資料をごらんいただきまして、左の上から下、次に中央上から下という形でごらんいただきたいと思っております。

ご案内のとおり、オオムラサキは、谷戸沢処分場におきまして昨年7月に初めて確認されております。昨冬から越冬する幼虫を保護いたしまして、さらに春先から、資料中央上にございますようなオオムラサキ保全用のケージに幼虫を一部移して、引き続き保護した結果、この夏、谷戸沢処分場内で数十頭のオオムラサキが羽化したことを確認しております。

このオオムラサキの羽化の様子につきましては、6月22日に日本テレビの昼のワイドショーで取り上げられております。

また、6月23日にオオムラサキの1つがいを目の出町に贈呈いたしまして、町役場で一般公開をされているというところでございます。

処分場にオオムラサキが復活したことを記念いたしまして、中央下の写真にございますように、地元日の出町第3自治会の方々にご協力いただきまして、7月5日にエノキの木の記念植樹を行っているところでございます。

今年場内で羽化したオオムラサキは場内で産卵いたしまして、その幼虫は順調に成長しており、世代を越えてオオムラサキが谷戸沢処分場で生育しているということを確認しております。

右上の写真ですが、こちらが雌のオオムラサキとエノキの葉の裏側に産み落とされた卵の様子でございます。その下の写真が、生まれたてのオオムラサキの幼虫の様子でございます。

さらに、右下の写真にありますように、今年は水辺の柳でしか幼虫が生育できないコムラサキも確認されております。写真には添付してございませぬけれども、日の出町の天然記念物であるトウキョウサンショウウオの卵になりますが、その数も倍増していることが確認されております。

このように、谷戸沢処分場の自然回復の状況がはっきりと目に見えるような状況になってきております。今後も、谷戸沢処分場の自然回復に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（水野 淳君） 内田総務課長。

○総務課長（内田 宏康君） 議員の皆様へ、議員報酬の支払いについてお知らせを申し上げます。

平成22年度上半期分の報酬は、ご指定の口座に、今月25日に振り込みの手続きをとらせていただきましたので、ご了承のほどお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○議長（水野 淳君） 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申出があります。

石川管理者、お願いいたします。

○管理者（石川 良一君） 大変長時間にわたっておるところ、お時間をいただきまして大変恐縮でございますが、第2回組合議会定例会の閉会に当たりまして、皆様にごあいさつを申し上げます。

私は、平成17年10月に、前任の土屋管理者の意思を受けまして、当組合の管理者に選出され、以降5年間にわたりまして、多摩地域400万人から排出される一般廃棄物を最終処分する大変重要な事業を推進してまいりました。

この間、平成18年4月には、これまでの東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合から、現在の東京たま広域資源循環組合に名称を変更し、廃棄物を単に埋め立する事業からエコセメント事業を開始することにより、資源循環を図るものに大きくシフトしてまいりました。

同年7月には、エコセメント化施設が稼働し、今まで埋め立てていた廃棄物の8割に当たる焼却灰が建築資材などにリサイクルをされておりまして。

このように処分場の延命化に大きく寄与できたことは、議員の皆様のご協力があったからこそと感謝を申し上げる次第でございます。また、近年は、埋め立て終了から10年以上経た谷戸沢処分場の自然回復が進み、先ほどご説明がありましたように、場内には生息するトウキョウサンショウウオの保全やオオムラサキの羽化を初め、里山の生態系が復活していることを多摩地域の住民の方々に情報発信することで、最終処分場に対するこれまでのイメージを大きく転換することができました。建設工事着工から28年間の経緯を振り返りますと、まことに感慨深いものがございます。これもひとえに、歴代の議員の皆様方を初め、日の出町や周辺住民の皆様との信頼関係を築いてきたことによるものでありまして、まさに歴史の積み重ねを実感するものでございます。

私は、今回を持ちまして管理者の職を退きますが、今後とも次の管理者となります黒須新管理者のもとで三多摩地域の住民がお互いに協力・助け合う「三多摩は一つなり」の精神に

基づき、日の出町との相互信頼を深め、処分場の円滑な運営・推進を図っていただきますので、議員の皆様につきましても、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これまで管理者として至らない点多々ございましたが、5年間大変お世話になりまして、ありがとうございました。（拍手）

○議長（水野 淳君） ありがとうございました。

15番、石塚議員。

○15番（石塚 陽一君） 15番、国立市の石塚でございます。

ここで、お時間をいただき、石川管理者の辞職に伴い一言発言させていただきますので、お許しいただきたいと思います。

私も東京たま広域資源循環組合の議員は、多摩地区402万都民の皆様の生活に伴うごみ処理施策に万全を期すために、構成25市1町の議会を代表して参加しているところであります。

今回の多摩川衛生組合における一部有害ごみの焼却試験に伴う本広域資源循環組合並びに地元の日の出町に及ぼす影響を考慮し、責任を明確にするために辞職されました石川管理者の約5年に及ぶ貢献と労苦に感謝したいと考え、発言を求めた次第でございます。

私たちは、ごみという課題に対して、管理者ともどもの確かつ将来の市民生活維持のためにあらゆる施策を講じて今日に至ったと確信しております。その目的達成に関し、今日までの石川管理者の並々ならぬご努力と指導力に感謝し、敬意を表したいと思います。また、機会があれば一緒に多摩地区都民の皆様のために働きたいとも考えます。

最後に、石川管理者の今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（水野 淳君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野 淳君） よろしいですか。

これをもちまして平成22年第2回東京たま広域資源循環組合議会の定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時09分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 水 野 淳

第8番議員 小 林 市 之

第18番議員 関 田 正 民